

## 1. 令和元年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和元年6月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三 島 一 貴	2番	森 藤 文 男
3番	原 喜与美	4番	野 田 勝 彦
5番	山 川 直 保	6番	田 中 康 久
7番	森 喜 人	8番	田 代 はつ江
9番	兼 山 悅 孝	10番	山 田 忠 平
11番	古 川 文 雄	12番	清 水 正 照
13番	上 田 謙 市	14番	武 藤 忠 樹
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美 谷 添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	乾 松 幸	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	和 田 美 江 子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	遠 藤 正 史	建設部長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡上偕楽園長	松 井 良 春
教 育 次 長	佃 良 之	会計管理者	臼 田 義 孝
消 防 長	桑 原 正 明	郡上市民病院事務局長	古 田 年 久

国保白鳥病院  
事務局長 川尻成丈

郡上市  
代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大坪一久

議会事務局  
議会総務課主任 岩田亨一

議会事務局  
議会総務課長  
補佐 竹下光

### ◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願ひいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には17番 清水敏夫君、18番 美谷添生君を指名いたします。

---

### ◎発言の訂正

○議長（兼山悌孝君） ここで、市長から、昨日の16番 渡辺議員の長良川鉄道に関する質問について、発言の訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日の渡辺友三議員の御質問、長良川鉄道に関する御質問でございましたが、その中で私の答弁で、郡上市の長良川鉄道協力会の取り組みとして、幼稚園、保育園、小学校の皆さんとの社会見学の場、あるいは遠足とかそういう場合に長良川鉄道を利用させていただいている場合のことを申し上げましたが、その中で、幼稚園、保育園、小学校の皆さんと長良川鉄道の関市にある本社を訪問していただくということをやつていただいておりますということを申し上げましたが、その際に、その活動に対して「1人当たり上限500円を助成している」と、そして、「そのほかの学校外あるいは園外の活動としても長良川鉄道を御利用いただいている場合に助成をしております」ということを言いましたけれども、前段の幼稚園、保育園、小学校の皆さんと長良川鉄道の関市にある本社を見学していただく場合には、「1人当たり上限500円ではなくて、その運賃の全額を助成している」とそういうことでございまして、後段の「学校外、園外の活動で長良川鉄道を御利用いただいている場合に上限500円として助成をしている」ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） よろしくお願ひします。

---

### ◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願ひいたします。

---

#### ◇ 野田勝彦君

○議長（兼山悌孝君） それでは、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 皆さん、おはようございます。日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は1項目ですが、一般質問をさせていただきます。

タイトルは、郡上市の職員倫理規程を問い合わせるということでございます。

事務局方には、御足労いただきまして資料を準備していただきました。こういう条文というのはなかなか言葉だけではわかりにくいので、お手元に届いているかと思いますので、御参考をいただきたいと思います。

通告では、担当者というふうに書きましたけど、答弁のほうですね。この倫理規程の内容を読んでみると、この統括者は副市長になっているようですので、多くは副市長のほうの御答弁になるかと思いますが、最後のところで市長の答弁をいただきたいと存じます。

前回、3月のこの議会で、市長は施政方針を述べられて、一番最後のところでこうおっしゃいました。「市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げる」と、さまざまな施策を述べられて市民への協力を依頼されたわけあります。

市民が、進んで市の施策に支援や協力をする、この一番の根底に必要なのは私は信頼だと思います。信頼なくしては、どんなすばらしい施策も「絵に描いたもち」になるかもしれません。そういう意味で、市政が市民から全面的なこの信頼をいただくということは大変大事なことで、いろんな場面を想定しながら、これを何とか実現していくことを怠ってはならぬとそういうふうに思います。

そこで、どんな場合にこの信頼を一番失いやすいか。その第一は、行政が特定の個人や事業者や団体に対して、便宜や利益を与えていたのではないかという疑念を持たれることだと思います。

この場合に大切なのは、利益や便宜を与えていたいない、普通はないはずなんですが、いるいないではないにしろ、市民がそういうことについて疑念を持つようなことになってはならんということなんです。こここのところが私は大事だと思います。

そこで、最初に質問いたしますが、私は今から3つの日付を申し上げます。この3つの日において、市の職員が、利害関係のある事業者またはその団体と、酒食、酒や料理です。を伴う会に同席したことは事実か否か、これをお聞きしたいと思います。

ただ、この場合、出席した個人名とか、あるいは関係部署、あるいは相手方の名前、団体名は必要ありません。あるかないかだけで結構でございます。

また同様に、ほかにも同様の会が持たれたことがあるかないか。これもあるかないかだけで結構でございます。その日付は、平成30年5月22日、同年12月20日、31年1月21日、この3日でございます。以上、よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思いますが、今、野田議員もおっしゃったように、酒席等の最終的な決裁は私が行いますので、これからのお質問については私のほうでお答えさせていただきます。そして、お答えをするに当たっては、郡上市の倫理規程と、それからその運用の方針に基づいてお答えをしたいと思います。特に言葉の意味合いも大事ですので、言葉の意味合いも確認をしながらお答えするということをお許しいただきたいと思います。

今、あるかなしやということですけれども、その前に利害関係者の範囲について確認をしたいと思います。

まず、その利害関係者の範囲ですが、物品の購入、それから工事の実施、補助金や委託費の交付等予算の執行に直接・間接に従事する職員とその管理監督者の場合、この場合は契約者の対象者、これは法人や団体の役職員、そして個人、そしてそれらで構成される団体がその対象になります。

また、補助金や委託費の交付の対象者の場合は、これも法人や団体の役職員並びに個人ですが、及びそれらで構成する団体となります。

そして、各種許認可等の事務に従事する職員と、その管理監督者の場合、これも各種認可を与える対象者、これも法人、それから団体の役職員、そして個人になります。及びそれらで構成される団体となります。

こうした利害関係者と酒食を伴う会への出席ですけれども、市内の事業者の皆さんで構成をする団体から案内を受けて、職務を遂行するために必要な情報収集や意見交換等を目的にして、市の職員が会議等に引き続いだり行われた会食に職務として出席する場合もあります。御質問のあった3日についても出席をしております。

特にその市内の団体としては、農林水産業の団体、観光関連の団体、それから建設事業関連の団体、非常に多くの団体がありますので、事業者が会員となって構成されるそうした団体に、団体のほうから懇談会に続く会食、そうしたときには出席を求められるということはあります。ただ、利害関係のある特定の事業者個人、あるいは少数の関係者から会食に出席をさせる、こうしたことではなく、あくまで事業者によって構成される団体に限っております。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 後から私が確認したいことを先に述べられましたのでちょっと困りますが、お聞きしたかったことがあるかないかだけで結構なんですが。いろいろと今御説明がありました。それは全て倫理規程の一番最後の7ページにございます。明確に書いてありますので十分私も理解をしております。その上で質問をしております。

今、利害関係者にはこういうことで、その定義と、それから3日については出席しているというふうにお答えになりました。一般論としてこれはあくまでも一般論ですが、行政機関の職員が、団体であれ、個人であれ、とにかく酒席に同席をするということは、一般的にこれはどういうことでしょうか。普通は疑惑を持って見られます。団体であっても。私はそれは重大な問題だと思うんですが、こういう場面でさまざまな話の中で利益や便宜の供与というふうに市民が思えば、信頼にかかるんですよ。倫理規程がこうなっているからではないんです。問題は。

そこで、倫理規程を見てみたいと思います。お手元にありますが、第1条の上から6行目でございます。これを全部読みますと、とても時間が長くなりますので拾い読みしますが、6行目にこうあります。「職務遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保する」。非常にすばらしい、当然ですが、すばらしい内容の文言が掲げてある。

そして、飛びまして第4条でございます。1から11番までの項目に、非常に詳細になっておりますが、その目的のためにこういうことをしてはならないという禁止事項が書いてある。（1）には、イの一番に利害関係者との会食とあります。誰もが一番最初に想定するのがこの会食であります。酒を伴う会食。

以下11番までありますが、以下は省きます。こういうことを市の職員が行っては、受けては、市政の公正を損なって市民の不信を招くことがあろうから禁止するのは当然であろうと思います。これほど明確に禁止されているのに、なぜ先ほど確認した会食が、言わば公然と言っていいと思いますが、行われているのか。

先ほど、副市長が述べられましたが、こういう場合は該当しないよというような意味合いがあつたと思います。そこで、その第4条には第2項というのがついております。ちょっとごらんいただきますと、次のページ2ページでございますが、第2項2番ですね。その3行目に（1）にこうあります。事前に服務管理者に対し、届出書、別紙がありますが、この届出書を提出し、その了承を得たときは禁止でなくなるんですね。これが例外その1、私が番号をつけましたその1であります。

この条件を満たした場合、その条件を満たす確認をするのが、以下第7条から10条までの規定なんです。服務管理者に届出書を出して、それを確認し承認をする手続が書いてある。7から10条まで。これも詳細を読んだら時間がかかりますので省きます。それをまとめて簡潔に言ってしまえば、次のようになります。

まず第1点は、服務管理者を設けなさい。総括服務管理者を設けなさい。服務管理者は会議を開きなさい。指導助言をしなさい。そして副市長に報告、上申をせよと書いてある。質問します。さきの会食について以上の手続はとられていますか。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、この件に関しても、市の倫理規程と、それから運用方針に従つてお答えしたいと思いますけれども、まず事業者の団体が、情報交流等を目的として企画されたそうした会食に職員を出席されることにつきましては、まず日時、それから会場、そして会費、こうしたことが明記された相手方からの案内文書、こうしたものを見せて、服務管理者が認めたものにつきまして決裁を行っております。

そして、事業者の皆さんで構成する団体からの案内を受けて、職務を遂行するために必要な情報収集や意見交換、こうしたことを目的、それから均衡を失しない程度の費用負担、そして酒食を伴う会合に職務の一環として出席することが必要であると、こうしたことにつきましては、いわゆる供應接待には当たらないというふうに捉えておりますので、そういう意味で出席を認めるということを現在の段階では行っております。

今、服務管理者の会議につきましては、これは、綱紀の保持の徹底を図るために必要に応じて開催をすることになりますので、こうした事業者の団体との職務上必要な情報収集や、あるいは意見交換を行える酒食を伴う会合につきまして、職員が出席することが、そのまま綱紀の徹底に反するというふうには捉えておりませんので、会議の招集は行っておりません。

また、日ごろから市の職員として誇りを持つこと。それから使命を自覚して公正な職務の執行に当たらなければならぬこと。さらに公私の別を明らかにして職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。また、勤務時間外においてもみずから行動が公務の信用に影響を与えること。こうしたことを常に意識して行動するようにということを指導しております。

したがって、私のほうとしては、市の職員は誠実に職務に当たっておるというふうに信じておりますので、そういう職員の勤務の姿勢、あるいは勤務態度には信頼を置いております。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 信頼していらっしゃるということで、言わば、一言でこれは処理されている。いずれの手続もされてはいないけれども、しなくともいいといいますか、そういう規程はというふうには理解されていない。しかし、今おっしゃったことはその倫理規程にはどこにも書いてありませんので、本当ならば、これは手続を踏まなければならないことです。

続いて行きます。時間がありませんので。この手続が大変奇妙なことがおわかりいただけだと思います。ちょっと指摘したいと思います。こうした手續を行わない理由として、私は2つ考えられ

ると思うんです。

1つは、この服務管理者は課長なんですね。各部の課長です。それから総括服務管理者は市長公室人事課長なんです。課長へ部長からこういう届出書が出てきた。課長がそれを見ていいのか悪いのか判断して、これはだめですよ、これはいいですよと判断するということになると思うんですね。この条文からすると。こんな逆転した手続ってあるのか。そもそもこれはできない、あるいは現実にそぐわない規程になっているんではないかと思います。

2つ目です。またもや例外規程があるわけです。お手元のこの規程の5ページでございます。4ページには先ほどの届出書というのがあります。こういう届出書があるんだけども、出されてはいないんですね。5ページ側に行きます。この2つ目の2段目に会食という欄がありました。その一番上には供應とはつきり書いてある。これは全面禁止であります。当たり前ですね。なぜこんなことを書くのか。こんなことといいますのは、あり得ないことをここに掲げているのか。それは2番のためのような私は気がしてならないんです。

2番目、2段目ですね。その下です。国・県、他市町村以下、その下のほうです。またはというところですね。利害関係者で構成される団体が情報交流を目的として企画した酒食を伴う会合、右側、届け出を要する。すなわち届け出ればオーケーですね。その条件として、情報交流を目的としておれば届け出ればいいということなんですよ。

あとから質問にも触れますが、上の供應とどこで区別するのか。しかも、その下のほうに、今の届け出を要するの下のほうに文書がずっとありますが、その中に先ほど副市長が申された経費が均衡を失しない場合、これは世間で言うところの割り勘でございます。

そして、その下のほうに団体が開催する場合、個人はだめですよ。団体ならいいですよと言っているわけですね。その下、決裁を受けた場合、案内文書が来て、これに出席していいかという決裁を受けた場合、そうすると届け出も要らなくなるんです。すなわちここまで来ると何にも要らなくなる。これは私に言わせると、ずさんという以外に何者でもないです。

さて、質問をいたします。ちょっとややこしいですので、今から細かい質問を4ついたしますので、4つ、ちょっと整理してお答えいただきたいと思います。

1つ、先ほど申しました。供應ではなく情報交流とか意見交換とか何とか別な名前にするならば、届け出ればいいという。では、情報交流の文書がやってきて、それが供應でないことを事前にどうやって判断するのか。まだ行われていない、誰も見ていない会をこれは供應ではないとどうやって判断するのか。これが第1点です。

2つ目、団体になると届け出も要らなくなるという、先ほどそういう判断を示されました。一人一人の個々の事業者には利害関係がある。例えば競争入札なんかですね。価格競争、これは明らかに利害関係があります。しかし、そういう場合に個々の業者と会食を求める、これはもう供應と思

われるのは当たり前であります、しかし、なぜ団体になるとそれが消えてしまうんですか。団体になったって、例えば市の予算編成上の問題、あるいは事業の内容や拡大や、その失効の問題についてさまざまな利害があるではないですか。なぜ団体になれば要らなくなるんですか。説明をしていただきたい。

3つ目、経費が均衡を失しない、すなわち相手方もこっち方も同じような負担をするということでしょうが、割り勘ですね。案内文書に会費幾らと出てくるはずです。私も確認しましたが、前回は、先ほどの例でいうと4,000円だったと思います。会費4,000円、なぜ実行する前にそれが均衡だと言えますか。はっきりお答えいただきたい。しかも、今、市内の一流どころの言わば料亭で、酒や料理を伴って4,000円でおさまる。市民は誰も信じませんよ。均衡がとれているとは誰も思わないと思います。

以上、確認ができにくいくこと、できないことをどうやって決裁されたんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） その前に前提としてお答えをしたいと思いますけれども、団体と、それから行政は協力関係も含めて協働するということは必要です。こうしたことを行っていくために、透明性を確保しながらやっていいことと、ある程度許されることということで、こうした倫理規程はつくられておりまし、そして運用の方針も立てられております。

したがって、先ほど御質問がありました、例えば供応という言葉をお使いになりましたけれども、供応という場合は、何らかの意図を持って特定の席を設け、そして他人をもてなすと、こうしたことを意味しますので、職員が出席する団体との懇談、あるいは懇親といった場は、これは決して供応ではないというふうに判断をしております。

その理由ですけれども、先ほどから質問の中でも述べられましたが、まず事業者個人ではなくて団体であること。それから職員も、所管課の職員が複数職務上の必要として出席していること。それから相互に対等な立場で市内の民間業界の情勢や課題など、市の職員として職務遂行に必要な情報収集や意見交換を行っていること。それから均衡を失しない程度の費用を負担している。これがその判断の理由です。

倫理規程に定められておりまますので、個人であっても、団体であっても、利害関係者には変わりはありません。ですから、その会の内容を把握するという意味で案内状を使っております。その案内状に経費の負担、あるいは会の内容、そして構成される主催側が団体であること、こうしたことが案内状によって把握できますので、その把握した時点でこれは疑惑を招かないという判断であれば、出席を認めるということにしております。

仮に疑義があれば、これは届出書の提出を求めます。それによってその会、仮にこれが事務であ

っても疑義が生じた場合は、届け出を受けて、その内容について詳細に職員から内容を把握するということになるというふうに思います。費用負担につきましては、これはもう社会通念上妥当な額であるとすれば、こちらはその額として認めております。

こうしたことも総合的に判断をした上で、市民の皆さんの疑惑とか、あるいは不信等、こういったことの招くおそれのないものについては、出席を認めるというのは基本的な立場ですし、現在の段階でいろいろな団体との会合等に出席しておりますが、どの団体もそうした供応の意図、あるいは疑惑を生じるといったことはありませんので、申し添えておきたいと思います。

(4番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 供応の意図がないと市民は信じてくださいますかね。先ほど一番最初に申し上げましたように、私は、市民がどう思われるかなんですよ。本題は。この規程をどう解釈してどのように運用するかというのが、ここではそうおっしゃりたいでしょうが、一番の問題ではないんです。

先ほども信頼関係が必要である。酒を伴わなければ信頼はできないですか。もし市民からそう問われたらどうします。それから情報、意見収集は、酒の席でなければ収集できないのかと言われたら、どうされます。お答えできないはずです。

そもそも私は最後に申し上げたいと思っていたんですが、この会は昼間の会と夜の会があるんですね。昼間の会は、もうそもそも最初からそちらのほうでやっていらっしゃるんです。そちらというのはわかりにくいけれど、夜の会の会場のどこかでやっていらっしゃる。何で庁舎でやらないんですか、情報収集。職務なら何でここでやらないんですか。今、職務とおっしゃったでしょう。職務なら庁舎でやって当たり前じゃないですか。それを最初から向こうでやられる。市民は絶対に納得しませんよ。

最後に、今の私の質問をしたそれぞれのお答えは、何もお答えになつていらっしゃらないような気がしますが、4,000円は社会通念上妥当であると、これも市民は絶対にそう思ってくれません。

最後に市長に伺います。この倫理規程の看板に掲げてあることは、極めて当然であり大切なことであると思います。そして、まさに市民の信頼をいただくためには、あってはならないことを現にやっていらっしゃる。これは、何かといえば、2つも2つも3つも例外規程があるからなんです。この規程に。そして、その例外をくぐり抜けければほとんどフリーパスでこういう会合は持つことができる。出席することができるんです。

こういう倫理規程は、まさに法律では、ざる法ですね、これ。何にもなりません。最近、郡上市議会のはやり言葉では、漏れバケツでございます。案内文書、決裁があるといつても、そもそもこれは事業者が案内を出されるんですね。こうこうこういう会をやりたい。どういう意図で出される

のか、これもやっぱり疑惑を招きます。向こうからこういう意図でやりたい。もちろん仕事上のいろんな打ち合わせや、あるいは段取りや要望があると思います。それらは真摯にきちんと受けいろいろ話をされることは大変大事なこと。これは私は否定をしておりません。それは序舎でちゃんとやられればいい、昼間。

こういう言わば、どろどろとしたような状況を市民は一体どう思うのか。市の職員が、供応を受けて地位を利用したり、不正行政が行われているんではないかと市民は思っても私は仕方がないと思いますよ。そんなことがならんように倫理規程第5条、先ほど飛ばしましたが、第5条にちゃんと書いてあるんですよ。ごらんになっていただきたいと思います。

第5条にはこうあります。後半のところですね——前半ですね。前条に規定するという行為ですね。前条、先ほどの禁止事項です。この会食も含めて私的な交際や社交儀礼行為、勉強会、研究会、講演会、どんな名前をつけようとも、客観的に見た場合に市民から疑惑を招くおそれがある行為も含まれると、禁止事項にこう書いてあるんです。

だから、看板は私は立派だと思います。そこで、今まで述べたような例外の抜け道事項と、この第5条は整合はとれるのかどうなのか。それから今まで見てきたようなこの例外規程が幾つかある。これらはきっぱりともうやめて、言わば古い習慣に従って今までやってきたこういう行為を、この利害関係者その他の団体との酒食を伴う会への出席を禁止すべきではないか。はっきりと禁止したほうが私はいいと思う。すべきだと思います。この見解を市長に伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まずこの倫理規程の解釈でありますけれども、ただいま御指摘がありました第5条、前条に規定する行為は、私的な交際、社交儀礼行為、勉強会、研究会、講演会等であっても、客観的に見た場合に市民から疑惑を招くおそれのある行為も含まれるものとすると、こう書いてございます。

したがって、世の中にはいろんな名前をつけて禁止行為を免れようとすることがあると思いますので、そういういかなる名称を使おうとも、客観的に疑惑を招くおそれのある行為は、ひとまずこの第4条の各号に掲げる行為に該当するんですよということ、言わばこれは解釈規程だと思います。したがって、どんな名前をつけようと、客観的に疑惑を招くような行為については、そういう行為が含まれるのですよというふうに、言わば第4条の第1項の各号の行為の定義について狭く解釈して、これはこういう名前がついているから関係ないよねというようなことにならないようにするという意味だと思います。

したがって、かかるのちに、第2項でそうしたもろもろの行為の中で、次の事項については適応しないとこう書いてあるわけですから、確かに第5条でそういうおそれのあるものは、一旦まず第11項までの行為に該当するんですよということを言った後、第4条の第2項で次の各号に掲げる場

合は適応しないというふうに書いているわけですから、第4条の2項を第5条は全面的に否定をする。要するいかなる例外も設けないということを第5条で言っているわけではないということです。したがって、これについては、私はそういうふうに読めば、この規程が相互に矛盾をしたり何かしているとは思っておりません。

そこで、全体的なことについて戻りますと、私ども地方公共団体も国家公務員倫理法という法律がございます。この法律の第43条に、地方公共団体においても国の施策に準じて地方公務員のその職務に関する倫理の保持のために必要なそういう施策を講じなければならないとこう書いてあるわけです。したがって、私ども地方公共団体も、どの団体もそうだろうと思いますけれども、国家公務員の倫理規程に準じて各自治体はこうした倫理規程を持っているというふうに思います。

そういう中で、この国家公務員の倫理規程もいろいろと変遷がございまして、確かにこれを規程をつくった当初は、いかなるそのままで会食等をすることを全面的に禁止しておりました。しかし、その後、いろいろと変遷もございまして、国家公務員の倫理規程では、利害関係者から供應接待を受けることについては禁止をするというふうに、酒食を伴う会食は全部禁止だと、一旦禁止だとうんではなくて、そのやはり禁止をされる場合を供應接待というふうに規定をいたしております。

そういうことでございまして、また、供應接待ということではないけれども、自己の飲食に要する費用をみずから負担する場合で、利害関係者とともに飲食をすることができるようとした上で、ただし1万円を超えるような高額の飲食について、その形態によっては、これは立食パーティー等は1万円を仮に超えても除かれますけれども、形態によっては接待を受けているのではないかという疑惑を持たれる可能性が否定できないことから、原則として事前に届け出をさせることにより、職員の行動の透明性を確保することとしているというようなことになっております。

こういうことでありますから、私ども郡上市においても、郡上市の現在持っている倫理規程は、平成16年合併当時につくられたものでございまして、国の規程が平成17年にただいま申し上げたような形で、若干緩和をするような形で改正されていますが、そのままにはなっておりません。

基本的にそういうことで、私は現在の国家公務員の規程も、こうした利害関係者と一定の条件のもとで酒食をすること自身は、これは職務上のいろんな情報交流であったり意見交換をするということで必要な場であって、職員が必要以上に委縮をすることのないようにということで、一定の場合を認めているということでございます。それは確かに酒食をしているということだけで疑惑を市民は持つでしょうという見方も、一つの見方かもしれませんけれども、私たちは公務員は、高い倫理観というものを持ち、また公正な職務遂行ということについて高い志を持っていろいろ日々仕事をしております。

また、そうしたいろんな事業者の方々も、片一方で福祉や文化や基盤整備や、いろんなことで高い使命感を持って仕事をしておられますので、これを概に酒食をともにしているということだけ

で、何か悪いことをやっているんじゃないかというような疑惑の目で見るということについては、もう少し、もし仮にそういう市民がおられるとすれば、それはやはりそうでない一つの必要な情報交換、意見交流をしているんだというふうに見ていただきたいというふうに思います。

そのようなことで、私どもとしては、もし御指摘のいろんな倫理規程とかその辺の問題でいろいろ御指摘がありましたが、他の自治体等も一度精査、点検はしてみたいと思いますけれども、基本的にただいま副市長が申し上げたような点で、意見交換、情報交換、いろんなことをする、供應接待ではない場でそうした事業者との交流を図って、そしてお互いにその市政の施策上必要なことを円滑にやっていくということのためには必要であるというふうに私は思います。職員の皆さんも私は信頼しておりますし、事業者の皆さんもそういう場で何か自分たちが徳になることを、酒食に乗じて説得しようとか、頼もうというようなことを思っておられる方はいらっしゃらないというふうに私は思っておりますので、いろいろ細かい点については、一度よく点検はしてみますけれども、私は副市長が申し上げたとおりの姿勢で郡上市としては対応していきたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 今、市長が申された高い志の職員をもって、それを信頼しているということは、私はいささかも否定はしません。それは大変大事なことであると。ただ、先ほどから繰り返し申し上げているのは、市民はそうは思ってくれないだろうということなんです。これはなかなか説明する機会もないでしょうし、文書にしてこんなことを出すことでもないです。だから行為としてそれはあってはならんことなんですよ。

ですから、もともと国は緩和したそうですけれども、緩和することではないんです。本当は。情報収集も意見交換も酒がなくちゃできんなんていうことは、やっぱりこれは許されないことなんです。これは旧来の私に言わせりや悪習で以外の何物でもない。お聞きしますと、見直すおつもりはないようですが、これは私は重大な問題をはらんでいるというふうに考えております。また、きっと禁止することは双方にとっても私はメリットがあると思っています。

時間ですね。時間がありませんので、以上で終わります。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 田 中 康 久 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、本市の人口減少と今後の財政運営の困難さという問題意識から、予算編成のあり方と地域

振興に向けた取り組みの大きく2点を質問いたします。

初めに、予算編成のあり方から質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

先日、市民の皆さんと令和元年度予算をテーマに対話集会を開催させていただきました。その中で自分自身が取り上げたものを振り返り、また皆さんから御意見をいただきしたことなどを考えると、本市にとって今なすべきことは、政策を推進する基盤たる財政と予算編成過程の改革にあると思い当たりましたので、今回質問をさせていただきます。

予算は、市の方針そのものであって、それを裏づける財源もまた同様であると思います。その市の方針そのものである令和元年度予算の詳細については、市も広報などで市民の皆さんにお伝えをしておりますが、私は、大きく3つの特徴がある予算ではないかというふうに思っています。

1つ目の特徴は、災害対策です。昨年の災害を教訓に補正予算を含め、酷暑への対策としては保育園や小中学校へのエアコン設置、豪雨への対策として避難所等の整備、台風への対策として倒木対策や停電対策など、市長がおっしゃるように災害への備えを図った予算であると感じました。

2つ目の特徴は、新たな視点からの産業政策です。人口減少の中で地域経済を維持していくために、地域内循環を目指す産業連関表の作成、マーケティングの強化、スポーツコミッショナーやアウトドアプラットホームなどなどです。特にスポーツコミッショナーやアウトドアプラットホームは、今までの点としての活動をつないでいくというものであり、この観点は今後の郡上の産業だけでなく、あらゆる分野において非常に大切な観点だと感じています。

3つ目の特徴は、中身ではなくその規模と財源にあります。280億4,200万円という規模は、今の郡上市の財政状況からすると、かなり背伸びをした予算だと思いました。国による合併の優遇もなくなった中で、この背伸びをした予算を編成するために、その財源は当初予算では財政調整基金の取り崩しを行い、何とか編成をされたということになっています。

このような特徴を持った令和元年度予算をもって、市民の幸せを目指して郡上丸は、人口減少の荒波の中、進んでいくわけですが、多くの課題、難所が前途には待ち受けております。

まずは、先ほど申し上げた合併の優遇の終了と、人口減少による歳入の減少です。特に国勢調査の結果が地方交付税に反映される令和3年以降のさらなる歳入の減少は、直面する課題ですし、今後5年に一度、約4億円ずつ交付税は減少していくのではないかと予想をされています。

次に、高度経済成長期などに整備した建物系公共施設、インフラ系公共施設の老朽化による支出の増加があります。詳細は触れませんが、建物系施設、インフラ系施設で、今後40年間に係る費用は約3,300億円、年間で約82億円かかるとされており、市は公共施設の総合管理計画、適正配置計画でもってその費用を抑えようとされていますが、それでも今後の財政を圧迫する、そして市民の皆さんの負担にもかかわる大きな課題であると思っています。

そして、その整備等に使用できる市の貯金である基金は、今回の6月定例会で少し繰り入れを行

ったものの財政調整基金は潤沢とは言えず、またエアコン整備等により公共施設整備基金も厳しい状況にあるのが、現状であります。

誤解のないように申し上げれば、市民の皆さんのお理解のもと、市長初め、職員の皆さんのお努力により、郡上市の財政状況は確実に改善が見られています。それは昨日の一般質問でも、数字はうそをつかないというお話がありましたが、地方債残高という借金は大きく減少し、常に支払わなければならぬ経常的なお金が、支出のうちに占める割合である経常収支比率の改善が見られております。

しかし、郡上市を家計に例えれば、借金の総額が減り、その返済が家計を圧迫する状況は何とか脱しつつあるが、今後、収入は右肩下がり、わずかな貯金を取り崩して家計を切り盛りしている。さらに今後は、請求書がどんどんと来るというのが、私たち郡上市の置かれた状況であります。

昨日の一般質問でも、郡上市の今後の財政状況を考慮した歳出面から捉えた行革の必要性や、もしくは経営的な観点から歳入面にアプローチするという質問が出されていました。私も歳入面、歳出面にわたって、今こそ一体的に郡上市を改革しなければならないというふうに考えています。

そして、その肝は、私は、予算編成の見直しにあると考えています。言わば、予算編成過程の見直しによる歳入歳出の一体改革が、今求められていると思います。

まず、それを申し上げる前に、今後の財政状況を考慮した歳出歳入面の課題について、どのような議論を行ってきたか。また、市の方針、大きく2つを改めて振り返り、まずは共有をしておきたいというふうに思います。

まず一つ目は、平成29年度の決算特別委員会での私の質問からの質問に対する市からの回答です。市としては、予算編成時に4つの原則をもって臨むという方針が出されました。一つは、新規事業を行う際は、従前の事業を廃止するというスクラップアンドビルトを検討すること。一つは、3年、5年と続けて計上されているものは基本的に役割を得たと考えること。一つは、部課をまたいで同じような政策目標の事業の統合を考えること。一つは、誰がやるのが望ましいのか、主体の検討を行うことという4つの方針が示されました。

そこで、平成31年度の予算特別委員会で、この原則が貫かれたか、そして歳入面の対策もあわせてお伺いをいたしましたところ、市からは以下の回答がございました。

まず、さきの4つの方向性については、改めて予算編成の段階で各部に依頼したが、なかなか十分にはいかなかつた。来年度より一層徹底するようにしたいという回答がありました。

そして、歳入面については、地方交付税ばかりに頼っているため、できるだけ国や県の事業と市の事業で同じ方向性を持つものについては、国、県を利用させていただく方策を考えている。事業を構想する場合は、各部のほうで財源をまず確保することからスタートし、事業を構想する取り組みを進めたい。市に求められているのは、政策能力や行政能力があるので、市から国へ提案するこ

とによって補助金を確保するなど、できる限り財源を確保する努力をしていきたいとの回答がありました。

つまりまとめれば、これから郡上の置かれた状況を考えると、歳出面については4つの原則を徹底すること。歳入面では、職員の皆さんがそれぞれ財源を確保することを念頭に置きながら、職員の皆さん政策能力で国、県の事業を活用するという歳入歳出両面での改革が求められているということだと感じました。その方針は私も同感であります。ただ問題は、この方針を行っていくためにはどうすればできるかということだと思います。もしくは、これをより効果的に行うためには、どのような方策をもって臨めばいいかということであると考えます。

私は、そのためには予算編成過程への改革が求められていると思います。具体的には、現在の積み上げ方式の予算編成を改めるべきであるというふうに思います。現在の積み上げ方式の予算編成は、市長から予算編成の基本方針が出され、それに基づいて各課が予算案をまとめ、それを政策的経費、投資的経費、経常経費に分け、財政担当者が査定を行います。その後、政策的経費と投資的経費については、副市長査定、そして市長査定を経て予算が編成されます。

確かに昨年度の予算編成の方針の中にも、事業分類別の予算要求基準を設定しておりますが、そもそも積み上げ方式とは、基本的には必要だと判断した全ての事業を文字通り積み上げていける予算編成の手法ですから、政策をどんどん拡大していく時期、または人口が増加したり、予算が拡大したりする時期にはすぐれた予算編成の方針であるというふうに思います。

しかし、政策の総点検を行う時期、または人口減少や予算の維持縮小の時期には、必ずしも適したものではないというふうに思います。これから郡上市の直面する課題を踏まえれば、各部各課に予算枠を付与し、予算編成の権限を大胆に移譲するやり方に変えたほうがよいのではないかというふうに思います。そうすることによって、歳出面では優先順位を基準に予算編成が行われるため、予算編成方針でも述べられている政策総点検の効果が増し、事業の整理やスクラップアンドビルなどといったさきの4原則が効果的に行われると考えます。

また、歳入面でも、各課各職員が政策推進のための財源確保のためのインセンティブがより高まる予算編成の手法ではないかというふうに思います。

また、職員の皆さん政策能力の向上にも資する予算編成のやり方ではないかというふうに考えます。

そして、職員の皆さんにとっては、一度行った事業を廃止することは、現在の仕組みでは、相当なエネルギーが要る作業だというふうに思います。それを変えていくためには、思い切った抜本的な改革が必要なんじゃないかというふうに考えます。

郡上市の今後のために歳入歳出両面の改革を行うには、今言った予算編成の見直しが必要だというふうに考えます。合併15年が経過した郡上市にとって、節目のこの時期に時代にあわせた、そし

て今後求められる予算編成の抜本的な改革が、今必要だというふうに考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、田中議員が御指摘のように、予算編成——予算案の編成でございますけれども、これは予算というものが市の政策を実施する、あるいは通常恒常的ないろんなサービスを提供するということの言わば、お金の面での裏づけでありますて、極めて大切なことだというふうに思っております。

首長の仕事の中で、1年間のうちで一番大切な事業、仕事は何かと言われれば、私も当初予算案の編成という、まず次の新年度の仕事をしていくための内部統制の一つの手段でもありますけれども、こうした予算案の編成ということが非常に大切だということで重視をしておるところであります。

そして、私もこれまで、県の財政課長をやったり、あるいは県の総合政策局長ということで、知事査定に立ち会ったりとかというような長年のこうした予算編成過程にかかわってきた人間の一人として、常に郡上市においても、どんな予算編成方式作業が必要かということについては、いろんな思いや考え方を持っているところであります。

そういう中で、先ほどもお話がありましたけれども、確かに御指摘のように、平成31年度、令和元年度の予算案は、一般会計で280億円というような予算でございましたが——余ということですが、確かに相当程度、いわゆる財政調整基金、あるいは公共施設整備基金というものを取り崩して、財源として充当することによって、初めて成り立つ予算ということでございました。

その裏には、大幅にそれまで依存をしていた合併特例債というような借金は、逆に大幅に縮減をしたというようなことでございますけれども、これはいろいろ継続的な事業とか、今年度にぜひともやらなければならぬ事業、あるいは先ほどおっしゃった防災、あるいは産業振興のための各種施策、そういうようなものを進めていかなければならないということで、財政の言わば、数字の上での若干将来に向けて厳しい状態になるということは、重々承知の上で編成をした予算案でございまして、それを議会においてもいろいろと御理解をいただき、御議決をいただいたというふうに思っております。

しかし、御指摘のように、来年度以降は、その今年度依存したような大幅の基金からの財源調達ということはできないということは、十分わかっておりまして、したがって、そのためには、どここの経費を今年度は計上したけれども、来年度はできないよという形で縮減していくかということについて、厳しい判断を求められるというふうに思っておるところでございます。

そういう中で、今回の予算が膨張したというか、非常に大きな予算になったということは、一つの要因が、各部局からの要求の積み上げ要求様式によるというふうに言われました。確かにそういう

う一面はございますが、最終的な判断は、先ほど申し上げましたように、かなり大幅な予算になつたけれども、現在考えられる可能な限りの財源を調達してこれだけの予算を組むという、極めて最後は、私の首長としての責任をもって上での判断の上で提出をした予算案でございます。

そういうことですから、必ずしも予算が積み上げ方式という形であるがゆえに、大きな予算額になったということは、ちょっとと言えない面がございます。しかし、これから厳しい財源状態の中で、当面、さしつけ平成2年度の予算は、少なくとも今年度の予算から大幅に規模も抑えた予算にしていかなければいけないということだと思います。

そういう中で、御提言のような各部に一定の枠配分予算といいますか、そういうような形にしたらどうかというような御提言だと思います。この各部に一定のあらかじめ枠をはめるということは、確かにいい面と悪い面とあります。いい面は、確かにそういう各部の自主性というものが大いに生かされて、一定のもうこの予算の範囲の中で、枠の中で何とかしなきやいけないと。スクラップアンドビルトもできるでしょう、財源につけることもできるでしょうというような面もあるかもしれない。しかし、片一方で、市全体の政策を全体的な総合的な面から推進をするという立場や、いろんな各分野の予算の統一した考え方のもとに予算措置をするとかという面では、やはり難点もあるということだろうと思います。

そういうことでありますので、次の年度の予算に向けて、これは予算編成の改革、手法の改革というのは永遠の課題だと私は思っておりますので、大いに研究はしてまいりたいというふうに思います。

積み上げ方式であっても、例えば一つ一つの事業の成果の点検や、あるいは査定の甘さというようなものがあると、例えば不用額を生じたり、不執行を生じたりということもありますし、そういう方式の積み上げ方式であるか、枠配分方式であるかということの方式の問題以前に、予算編成の査定の質の力の向上ということも必要だというふうに思います。

そういう御提言の各部への枠配分というのは、そもそも枠配分そのものをいかなる根拠でどうするのかという問題も大きな問題です。そういうことがありますので、大いに提言の趣旨は、研究、検討をさせていただきたいと思いますし、郡上市のやはり予算編成能力の向上という意味でも、非常に重要な課題で、私自身もずっと思っております。

一年一年予算編成を、予算案編成をしてくる中でいろんな課題というものを感じておりますので、次の予算編成に向けて不断の努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） ちょっと待って。先ほど市長が平成2年度と言われたけど、令和2年でよろしいね。

○市長（日置敏明君） ( ) かもしれません。次の年度というのは、令和2年度でございます。訂正します。

(6番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 枠配分方式が、積み上げ方式よりも全ての面ですぐれていれば、どの自治体も枠配分方式をしているわけですから、枠配分方式がすぐれている点もあれば、積み上げ方式もすぐれている点があるというふうに思いますし、ただ、積み上げ方式が力を発揮する状況もあれば、枠配分方式が力を発揮する状況というものもあると思います。それぞれ長所、短所はあろうかと思いますが、郡上市が置かれている状況だとか、時代状況、そういうといったものを考えた場合に、どういった予算編成をするのが望ましいかということは、まさに市長がおっしゃったようによく研究、検討をしていただきたいと思いますし、そもそも枠をどのように配分するかというのが非常に難しい問題であると思いますが、そこはまさに市長の方針だとか、首長の考え方方がそこに入る、逆に言えば入る部分だというふうに思います。

さらに言えば、現在の査定をより質を上げて厳しくするというようなお話もございましたけれども、やはり現状を見てみると、経常経費の部分をこれ以上削減していくということは非常に難しいものがあると思いますし、また政策的経費や投資的経費を削るか削らないか、またそれをふやしていくかというのの判断は、まさに現場もしくはトップにあるべきであって、そこをなかなかその財政担当者の段階でそれを削ったり切ったりしていくということは、非常に難しいんではないかというふうに感じますので、そういう点も考慮していただきながら、どういった予算の編成のあり方をするのが望ましいのか、来年度に向けて研究、検討をされていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、地域振興についてのお尋ねをいたします。

先日、小さな拠点とネットワークを進めるためのガイドブックとして、「郡上の未来を創造する持続可能な地域経営」という冊子が配布され、拝見をいたしました。それによると、地域振興を考える重要な視点である人口構成について、それぞれエリアごと、2035年までの推移が掲載をされておりました。

それぞれのエリアとは、八幡が、市街地、川合、相生、口明方、西和良の5つのエリア、白鳥は、白鳥、牛道、北濃、石徹白の4つのエリアに細分化されておりますが、ほかは、旧町村がそのエリア単位となっています。

その全てのエリアで、今後人口減少が起き、2035年に生産年齢人口が高齢者人口より多い地域は、八幡町相生、口明方、白鳥町北濃、石徹白、4車線化工事の関係者の人口の影響が、皆さん的人口の影響があると思いますが、白鳥町白鳥、そして大和の6エリアに過ぎませんでした。これは、高齢者人口は微減の中で、生産年齢人口の減少していくことが大きな要因であって、地域社会の維持のためのさまざまな課題のみならず、これはさらなる人口減少を呼ぶのではないかというような人

口構成になっておりました。まさに地域の持続可能性を脅かす状況だというふうに認識をいたしました。

このエリアでの人口減少の推移は、郡上市全体の人口減少の推移を見るよりも、市民の皆さんにとっては感じるところが大きいというふうに思いましたし、今、私たちは、このこういったエリアごとの振興を考えなければならない大きな課題であるというふうに思います。

この数字データをもって地域活性化に取り組んでみえる方などにお話を伺いましたが、お話によりますと、今は何とかなっていると。しかし、これからは地域の商店の動向や、さらなる高齢化など不安があるとの声が寄せられました。そのためにはまさに今、手を打つべき課題であると感じました。

さて、問題は、このデータ分析をどのように生かしていくかというふうにあると思います。それには、なぜこれをまとめるに至ったかという初心に返る必要があろうかと思います。そもそもこれをまとめるきっかけとなったのは、公共施設等総合管理計画を受けて、公共施設の廃止や再配置は、まちづくりそのものであって、まちづくりの視点があつてからこそ、公共施設を語れるのではないかとの指摘をしたところ、市長も同意をしていただきまして、郡上市全体の都市構造として、小さな拠点とネットワークという方針の一環として、この郡上の未来を創造する持続可能な地域経営という考え方がまとってきたという認識をしています。

現在、市は、ハード面では公共施設適正配置計画をまとめ、ソフト面では地域カルテを作成されております。そこで、それらを総合的に考えた地域づくりを今後行うことが必要であると考えますが、その中で、以下の4点の視点をもって取り組んでいただきたいというふうに私は思います。

1点目は、75歳以上人口は、ほとんどのエリアで今後増加すると考えられることから、高齢者の方が地域で生活するための支援のあり方を福祉部門と連携して進める必要があるという点。

2点目は、若い世代のUターンを促進するという観点で、若者や子育て世代が住みたいまちのあり方、今までなかなかそういった視点はなかったんですが、遊び場や公園といった観点も含めて検討をしてほしいという点。

これは、先日、沼津市の副市長さんから、まちづくりのレクチャーを受けた際に、まちづくりのコンセプトとして、100%Uターンシティーというものを掲げられておりました。小さな拠点とネットワークなどの都市経営のコンセプトにUターンを掲げられていることに目からうろこの思いがいたしました。若者に選ばれるエリアづくりというのも重要な観点であろうかと思いました。

3点目は、それらを進めるに当たり、地域住民の皆さんとの協働と合意形成をどのように図っていくかという点をエリアごとに考える必要があるんではないかというふうに思いました。

最後の4点目は、自治組織や地域づくり組織の担い手の減少の中で、地域づくりのリーダーをどのように育成していくかという点も重要な課題であるというふうに感じています。

以上の4つの観点をもって、これから地域振興を進めるべきだというふうに考えております。そして、これらの4つの観点をもって、観点を第2次総合計画の後期基本計画の中で位置づけていくことが必要だというふうに思いますが、各分野ごとに小さな拠点とネットワークの考え方をどのように反映させていくのか、市長の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

田中議員が言われますように、今回、私どもとしましては、この公共施設の配置を今後考えていくに際して、この小さな拠点とネットワークを進めるためのガイドブックというものをまとめさせていただきました。これをもつていろいろ地域協議会であるとか、自治会の皆さんとかそういったところへ、今、職員が御説明をしたりしておるわけですが、言わば、一種の討議資料だというふうに思います。

そういう中で、特に御指摘のあった各そのエリアごとに将来の人口推計というものの資料を出したと。これは、確かに郡上市の人口が今後どうなりますよということ、あるいは地域によってはそれが一緒ですけれども、もう少し細かい範囲で地域の人口の状態や、あるいは年齢構成がどうなっていくかということをお示しすることによって、より明らかに地域の皆さんに、自分の地域の将来のこと我がこととして考えていただくための資料ということあります。

そういうことで、これでぜひ真剣に考えてもらいたいというふうに思っておりますけれども、ただいま御指摘がありました4点ですね。特にその今御指摘があったような生産年齢人口が、もう老年人口を下回っていくような地域は、よりそれが深刻であるわけですけれども、一つは高齢者の皆さんをどう支えていくかというような地域づくりには、福祉部門との連携といいますか、そういうことが欠かせないというふうなことが第1点でございますけれども、大変大切なポイントだろうと思います。

今後、今、郡上市としては、全体としても包括ケアシステムというような構築も進めておりますけれども、こういうものを中心として今回示しているような各生活圏ごとのどんなふうにしていったらいいかということを考えてまいりたいというふうに思います。

2点目の確かに郡上市の将来は、次の世代を生み出す力も持った——生み育てる力も持った若い世代の方が、どれだけやはり郡上に住みついていただけるかということにかかっているということからすると、若者の皆さんの考え方や、あるいは願っていること、そういうことに着目した地域づくりが必要なことは、言をまたないというふうに思っております。

そういう意味で、これも子育てというようなこと、あるいは若い人たちは何を願っている、どんなことを望んでいるのかというようなことも十分把握しながら、地域づくりを進めていきたいというふうに思っております。

お話をございました沼津市のこの沼津リノベーションまちづくり推進のガイドラインというようなものも十分勉強させていただきたいと思います。若い人たち向けに公園とか、いろんなことを整備する必要があろうかと思いますが、これら大切なことは、やはり余り金をかけないで既存の公共施設とかそういうようなものを、そういう空間として利用していただけるような、そういう工夫が必要だろうというふうに思っております。

それから、地域住民との合意形成というのは、まさに地域の皆さんが、それぞれ今回お示ししているようなエリアごとの地域生活をどういうふうに維持していくかということが、一番大切なことでありますので、当然そうした十分話し合いをしてまいりたいというふうに思います。

また、地域づくりのこれからリーダー育成ということではありますけれども、私は、地域のリーダーは、やはり一つ一番大きいのは、実践活動を通じてリーダーというものが育成をされていくことだろうと思います。いろんな施策を用意して、今それぞれの地域づくりということに対して、市のほうも財政的なサポート等もしていこうとしておりますが、あるいはいろいろと市民協働センター主催の集まりであるとか、そういうようなことをやっておりますが、残念ながらなかなか子育て真っ最中、あるいは仕事に忙しいという若い人たちの参加というものはなかなか難しい。そういうところをどうしていくかというのが一つの課題だというふうに思います。

今、幸いにして、小中学校、あるいは今年度あたりからは、高等学校においても非常に地域学習であるとか、地域の活動とのかかわりということが大切にされておりまして、郡上北高校でも、郡上高校でも、こうした取り組みが進められようとしております。この両校の動きについては、7月号の広報郡上でも御紹介したいと思いますが、そういう皆さんの活動が、これから何年か後には、郡上市においてもUターン100%といかなくとも、相当程度の皆さんのがやっぱり郡上へ帰ってきて生活をし、地域を担っていこうという気になっていただけるものではないかというふうに思っております。

この御指摘のあった4点というようなものを非常に私どもも大切にしながら、これから総合計画づくりにおいても、公共施設の適正配置の観点も踏まえて盛り込んで、できるだけその計画の中で議論をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今、申し上げました4つの点という部分は、極めて総合的なもので、各分野にわたるものだというふうに思いますし、それを例えれば各エリアごとに市民の皆さん方と一緒にあって、まさに協働しながら進めていく推進する主体というものは、市としては、私は地域の振興事務所というものが、まさにうってつけではないというふうに思っています。

ただ、きのうも振興事務所の機能充実に向けた一般質問もありましたけれども、私もさらなる振

興事務所の機能の充実というのは、今申し上げた観点で政策をして推進していくためには、必要ではないかというふうに思っております。

しかし、現状では、地域振興の拠点となるエリアが、考えられるエリアが多い。八幡地域には八幡地域の振興を担当する専任の職員が、振興担当の方以外いない状況であり、また、ほかの振興事務所においても、今年度、職員の削減がなされております。

こうした現状の中で、市長がお考へである郡上の未来を創造する持続可能な地域経営を各エリアごとに推進していく必要があるわけですけれども、これはまさに政策と体制の矛盾が生じているのではないかというふうに考えますが、今後の地域振興事務所の機能と体制を市長はどのようにお考へか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま申し上げたような地域づくりを進めていく際に、地域振興事務所の役割が非常に大きいということは、私もそう思っておりますが、確かにお話をございましたように、平成27年から今年度の当初と比べましても、それぞれ振興事務所のあるところで、全体の職員の数が27年度の105人から令和元年度の90人ということで、15人ほど減っている。それぞれの振興事務所ごとに2人ないし3人の削減というようなことですが、これは、郡上市全体のやっぱり職員の削減ということから、ぎりぎりそこの中でやつていただいているということで、本庁もいろいろと減っているというようなことだと思います。そういう中で、しかし、重要な役割を果たしていかなければいけないわけです。

きのうもいろいろ議論があったわけですけれども、私はやっぱり振興事務所の職員の皆さんにどんなミッションを与えて、そしてそれに応えていただけるかということだというふうに思いますので、しっかりと振興事務所の皆さんとも話し合って、こうした今、目指している地域づくりに大いに力になってもらうようにしていきたいというふうに思っております。

八幡の地域については、八幡地域統括という次長級の職員をこれも置いている——各振興事務所も次長級ですが、置いており、そして担当課長を置いておるわけでありまして、この市役所の本所がある八幡地域が、地域振興がおろそかになるということはあってはならないことであるし、妙なことだというふうに思います。統括のもとにこれだけたくさんの職員がいるわけですから、八幡の地域のこともしっかりと考え方、しっかりとフォローしていくことができるはずなんで、そのような形で関係の職員の取り組みをしっかりとやってもらいたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今回、職員の方が、地域振興事務所から定員を減らされていったのは、なかなか郡上市に入っていただける職員の方も少なくなっているというような現状があるというふうに

聞いておりますが、まさにこれは、先ほどの1点目の質問とも関連しております、要するに郡上市の中で、これからどんどん今事業が拡大していく中で、きのうも出ましたけれども、職員の皆さん的人数はある程度少ないと。そんな中でどういうふうにその仕事を減らしていく中で、どこに仕事の重点を置いていくか、またどこに人員を置いていくかという部分は、まさに政策的な判断でありますし、市長の方針であると思いますけれども、今、先ほど議論していたような、今後は地域の課題というものは、エリアごとでかなり今も顕在化しておりますけれども、さらにそれが目に見えてどんどんあらわれていくような課題であります。

その部分に、機動的に、またさらには政策的にしっかりと対応できる体制というものが、これからさらに求められているにもかかわらず、現在のように職員が、地域振興事務所が減っているという現状がありますので、そういった部分を一体的に考えていただきながら、どういうふうに総合計画の中で、先ほど申し上げた視点を考えながら、小さな拠点とネットワーク、さらには4つの観点、さらには公共施設の適正配置を考えながら地域振興をやっていただけるということですが、それを推進する体制がどのようなものが望ましいのかというのは、またさらに検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分とします。

（午前10時55分）

---

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

#### ◇ 山 田 忠 平 君

○議長（兼山悌孝君） 10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

質に入る前に、昨晩未明に新潟でマグニチュード6.8、震度6強というような大きな地震がありましたが、幸いにして大きな津波もなく、後の余震も含めて何とか災害が起こらないことを願っております。

質問がありますが、教育理念についての質問をさせていただきます。

その前に、ちょうど日本は、平成から令和に新たな時代を迎えたところであります。今回の皇室の皇位継承については、平成天皇が御健在のうちに皇位の継承を希望されたということで、日本全

体でお祝いをしながら、4月30日、5月1日、日本は古来の歴史的伝統文化、そういうことによつて継承された姿は、まさに古来の日本の神話から成り立つ国、万世一系の天皇を中心に成長して、この二十一世紀まで続いているとされているこの国であります。世界の中では、このような国はどこにもない、まさに世界からは奇跡的と言われているような国であります。まさに日本として誇りを持つところであります。

今回、特にそういった皇室の継承の行事に当たっては、報道をされまして、国民もまた関心も新たにされたことであろうと思います。そんな中から人づくりに、そしてまた特に教育であります誇りに思える、地域を誇りに思えるという郡上の市の教育理念、まさに日本人として郡上人として大切なことでありますので、そのことについて、5月に新しく新任されました熊田一泰教育長に伺うところであります。

平成18年以降、教育基本法改正に伴い、市の教育振興基本計画（1期・2期）が平成30年度でちょうど終了ということで、今後の第3期としての今後の施策、総合的、計画的に推進を図るために、平成31年度——令和元年からでありますが、令和6年の6年間の教育振興基本計画が策定されてずっと配付をされております。こういった中で、今までこれまでずっと郡上市になって進められてきた教育理念については、これをずっと引き継ぐということでありまして、私も同感するところであります。

社会変化にあわせた新学習指導要綱では、グローバル人材化の育成に伴うところの小学校の英語の教育、あるいはプログラミング教育等が来年から必修とされることになっております。市においては、これまで郡上学として、ふるさと郡上を誇りに思える人づくりに取り組んでいる。特に凌霜の心、郡上人魂、気質・気性といいますか、そういうことが郡上人の基礎になっているところでございます。

その語源といいますか、特に凌霜の心については、郡上人として、白山の信仰文化、それから大きな事件といいますか、ありました宝暦騒動——百姓一揆であります。そして戊辰戦争——凌霜隊のことであります。この3つの長い歴史の中で培われてきた精神が特に大きな影響があったと言われていますし、私も同感であります。

凌霜の語源、理念、そういうものが、凌霜の心について、このことを教育の面でどう教え、また子どもたちもどう認識しているのか、教育長に考えをお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えします。

この質問は、新たに郡上市教育振興基本計画も6年かけてできましたし、それから新たに教育長の職については、私が郡上の教育の大もととなる教育理念をどう捉えているかという確かめの意味もあるかと思います。

平成16年3月1日に郡上市が誕生し、平成18年3月に教育理念が策定されました。私は、翌年管理職に採用され、その後、割愛で郡上市教育委員会の課長補佐に異動しましたことから、それまで以上に自分なりに教育理念の捉えを考えるようになりました。

当時、教育理念の策定に参画された委員からは、「凌霜の心で拓く明日の郡上」、これは「明日の郡上市」と書いて「あしたのぐじょう」と読ませたいという話も聞きました。郡上への強い思い入れを感じました。

凌霜の心の定義は、郡上市教育振興基本計画、郡上市教育方針に詳しく書いてありますが、私なりに要約すれば、高い志と不屈の精神、感謝と思いやりの心が凌霜の心であると考えます。そして、その心をもって郡上市の未来を切り開いていくということが、「凌霜の心で拓く明日の郡上」であると考えます。

自立、共生、創拓の教育の捉えは、自立は高い志と不屈の精神、共生は感謝と思いやりの心と捉えており、すなわち凌霜の心であると考えます。創拓は後半の「拓く明日の郡上」の部分であると捉えています。もちろん理念の文言は、しっかりと切り分けることができないこともあります。例えば思いやりとか、信頼とか、感謝とか生命尊重というような道徳性は、しっかりと線を引くことができるわけではなく、それぞれ関連する重なり合う部分もあるからです。

市の教育振興基本計画や郡上市教育方針の教育理念から引用すれば、凌霜の心は、厳しい状況下にあっても霜を凌ぎ、力強く咲く葉菊のように高い志をもって、多くの困難を乗り越えてきた不屈の精神と、それから人や自然の恩恵に感謝するおかげさまの心であると。そんな凌霜の心をもってみずから行動する力「自立」、ともに生きる力「共生」、未来を切り拓く力「創拓」を身につけた郡上人を育てることを普遍的な教育理念とするとあります。

皆さん、御存じのことだと思いますが、凌霜の言葉の由来は、郡上藩・青山公の葉菊の紋が霜を凌ぐことから不撓不屈の精神をあらわしており、戊辰戦争の凌霜隊、その後の凌霜塾の名前にも受け継がれ、凌霜は郡上高等学校の校訓、不撓不屈は郡上北高等学校の校訓にもなっています。

また、「なにくそ、おかげさまの心」については、これは私が聞いた話ですが、凌霜塾に参加した方によると、凌霜の心を民衆にわかりやすく示すために、「なにくそ、おかげさまの心」としたと。「なにくそ」は西洋哲学の自力からきており、「おかげさまで」は東洋哲学の他力からきている。つまり「なにくそ、おかげさまの心」という郡上の合言葉は、西洋と東洋の哲学を融合したものであるというお話を聞いたことがあります。

平成17年に、これは非常に珍しいことなんですが、文部科学省と国土交通省が協働で研究し発表しております「地域プライド創発による地域づくりのあり方の調査」というのがございます。この中では、日本の代表的な12の例として、福島県会津若松市の「あいづっこ宣言」、これは皆さんよく知っています「ならぬことはならぬ」の教えでございますが、それとともに郡上市の宝暦の

義民、凌霜の精神が紹介されています。

この調査の趣旨としては、これまでの画一的な国土計画のあり方によって、我々日本人は、地域への誇り、美德を失ってしまっており、これが地域活力の低下にも結びついていると考えられる。豊かな自然や文化の中で養われ、受け継がれてきた個性ある人間性や地域性、地域精神——地域プライドと言ってもいいと思いますが、を大切にし、個性ある地域づくりのあり方を検討することは、地域プライド創発は地域の活性化に結びつくとあります。

私は、凌霜の心、自立・共生・創拓の教育、「なにくそ、おかげさまの心」は、郡上の誇りであるとともに、これから社会の急激な変化に柔軟に対応し乗り越えていけることができる、これからの日本人にとって必要となる力であるとも考えております。

それから、議員が言わされました凌霜の理念、白山信仰や宝暦騒動、戊辰戦争を学校教育でどのように教えていくかということについてのお答えでございます。

凌霜の心については、郡上市の教育理念でございますが、小学校1年生から中学校3年生まで発達段階が違いますので、小学校1年生には、わかるようなやさしい言葉で、そういうふうにして紹介をしております。

それから、歴史学習の上で、百姓一揆、それから戊辰戦争については、指導要領に基づいて歴史の学習で扱われており、特に中学校の歴史の教科書では、これが今現在使っている中学校の歴史の教科書でございますが、その中の百姓一揆の中では、これはもう何年も前からですが、郡上一揆の二日町の唐傘連判状が、日本の代表的な一揆の資料として使われておる。非常に日本の中でも有名な一揆として紹介されており、郡上市ではこれも勉強をしております。

それから、もちろん戊辰戦争についても、この教科書の中では教えております。ただ、それぞれ1時間をかけて学習することは、時間配分上難しいこともあるんでございますが、郡上市では、これも皆さん御存じのこれについては、平成11年に当時の郡上郡教育振興会が作成した「郡上歴史探訪ふるさとをゆく」というふうな郷土資料、それから最近では、平成25年に発行しました「郡上かるた副読本・ふるさとに学ぶ」というような副読本があります。

この中のこれを活用して、白山信仰や宝暦騒動、凌霜隊などをできるだけ子どもたちに非常にわかりやすく書いてありますので、紹介するようにしておりますし、こちらのかるたのほうでは総合学習——今、かるたも盛んにございますので、その総合学習などでその意味を教えるように指導しております。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ( ) 答弁をいただきました。ちょうど私も、郡上藩のこのかるたの副読本を持ってきましたが、先ほど言いました特に凌霜という語源といいますか、理念の

中で、やっぱり今までの白山信仰、それから宝暦義民、凌霜隊ということをおっしゃいました。

白山信仰については、やはり古来日本は自然と共生するということで、この長瀧神社におきましても、2つの重要な国の文化財であります。宋版一切経——これは仏教の教えのことで經典であります。また、銅像の虚空蔵菩薩坐像、こういったものの中で信仰ということについて、これはちょうど白山信仰1300年のときに一般質問をさせていただきましたが、ある調査の資料が、ちょっと紹介させてもらうと、世界の55カ国を中心に世界価値観調査という調査の結果があります。このことに基づいては、米国、イタリア等では90%が神の存在を信ずる。スペインでは80%、イギリス、フランス、ドイツでは60%、世界55カ国の平均値は70%であります。

そこで、日本はどの位置にあるか、どれだけかということなんですが、実は35%であります。信じるかということですよね。それから信じない、わからないということが3分の1ずつということで、この55カ国中、日本は3番目に少ない国の一であります。このことを思うと、我が国は恐らく戦前では、多くの人がそういったことをしっかりと受けとめて、この白山信仰のもとで郡上人として暮らしておったということでないかと思います。

原因としては、「惟神（かむながら）の国」と言われておりますが、戦後、唯物の思想が教育に深く浸透してこういったことに傾いていったのではないかということを書いてあります。しかし、神を信じない人の多数が、我々を含めて初詣、あるいは京都、奈良、そういった寺院、伊勢神社参拝のときには、大自然の絶景にも含めて、そういったことの例えは登山でもあります。山に登っても自分を超える存在ということを感じながら、信じる心、礼拝する心をあらわしている。これが和の精神であって、その精神をもって悠久の歴史が継がれてきた。それが私は日本でないかと思います。そういったことをやっぱりしっかりと意識して、また教育の中でもお願いをしていきたいということを思っております。

そんな中で、郡上の市民憲章、本当にこれはよくできております。特に1項、2項、自然を敬い、自然に親しみ、豊かな産業を守りましょう。命をとうとび、思いやりと温もりの心を育てましょう。まさにこのことは、そのことに関連することだと思っております。

続いて宝暦義民のことであります。これは宝暦4年から8年、5年間かけて全国の百姓一揆、先ほどもちようど言われました、全国の教科書にも上がっておりますが、この郡上の百姓一揆は、そのことを起こしたことによって幕閣が処罰を受けた。史上初、江戸時代としては最大の一揆であって、日本の裁判制度にも大きな影響を与えたということまで言われておるところであります。そんなことを、だから郡上においては、郡上一揆、郡上義民ということで語り継がれながらずっときておるということを、やはりそういうこともしっかりと子どもたちもわかってほしいということを思うところであります。

続いて、凌霜隊のことですが、これは、戊辰戦争から明治維新、それから第2次世界大戦

へと巻き込まれていく日本の歴史的な時代にかかわった前線であります。しかし、朝比奈茂吉17歳を隊長として45人が、旧幕府と新政府のもとでこういった悲しいことが起きたわけですが、会津若松へと援軍に行ったということであります。このようなことを含めて、やはり子どもたちに「凌霜隊と知っている」と言うと、まず大抵余り知らないことが多いんです。ということは、やっぱりこういったことを含めたら残念やなと思うんです。

宝暦義民、凌霜隊にしても、最後は自分の命を捨ててでも、郡上のため、地域のため、家族のためにということで行ったということのとうとき、そのことにしっかりとやっぱり報していくという気持ちが大事だと私は思っております。そのようなことから今この質問をさせていただいたところであります。

続きまして、2点目であります。

2点目につきましては、先ほども申しあげました、ふるさと郡上に誇りを持てる教育、そんな中から戦後教育のあり方、この質問で発言をするわけでありますが、誤解のないように、さきの大戦がいかに不幸で悲しい出来事と深く謙虚に反省をし、受けとめ、戦争は二度と繰り返さない。不戦の誓いを後世に引き継いでいく。決して戦争の正当化あるいは責任放棄をすることなく、事実に根差した日本の正しい歴史教育を臨むことを前提に質問をするところであります。

戦後の教育は、長い日本の歴史伝統文化、またすばらしい誇れる国のこと、ややもすると軍国主義的あるいは思想的統制につながるかのごとく、一部に偏った歴史観で大きな大切な愛国心とか誇りとか、また国旗・国歌、そういったことを否定する方向にあった。近年では変わりつつありますが、特に大戦においては、国民300万人以上のとうとい命を失い、まさにそのときには、国力は世界最貧困国の状況と転落したわけであります。

そういう中で、東京裁判においては、無条件降伏、全ての厳しい代償を受諾し、その厳しい中にあって、国民は戦後、総力を結集しながら復興に克復して歯を食いしばって頑張ったわけであります。

その結果としては、世界第2位の経済大国になり、世界はその復興に驚愕をした。また、日本は世界の途上国に対して、これまで発展を遂げたことに対して、より以上積極的に貢献をしてきた。現在もそうです。OECD、あるいはWHO、ODA、JICA、ユニセフ等々、経済、医療、人道、教育、農業、産業、工業の至ることに多大な貢献をしているのが現実であります。これが日本なんであります。かといって、いかにそんな中で教育が大切かということを思うところであります。

そのことについて、2点目の質問の中で、戦争の史実認識の必要性、戦後の教育のあり方、あるいは小中学校における第2次大戦、戦後復興に係る指導内容、あるいは日本の世界貢献に係る指導内容の現状を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えします。

小中学校における第2次世界大戦、戦後復興に係る指導内容についての御質問かと思います。

来年度、令和2年から小学校の新指導要領が全面実施となります。その翌年、令和3年からは、中学校において学習指導要領が、新指導要領が全面実施となります。御存じのように新指導要領に基づいて教科書が策定されておりますが、その教科書を使ってこの歴史学習等をやっているわけですが、小学校の社会科、第2次世界大戦は、このような指導内容でございます。

我が国と中国との戦いの全面化により、我が国が戦時体制に移行したこと。我が国は連合国と戦って敗れたこと。戦時体制下の生活と空襲の被害、原爆の投下によって国民が大きな被害を受けたことや、中国を始めとする諸国に大きな損害を与えたこと。戦後復興、日本国憲法の制定、オリンピックの開催等、我が国が民主的で平和主義的な国家として出発し、国民の不断の努力によって生活が向上し、国際社会の中でも重要な役割を果たしてきたこと。

この内容を理解させるために、図書館やインターネットを活用して、調べたり、地域の高齢者などの人材を活用して話を聞いたりする活動を取り入れ、学習が具体的に展開できるようにしています。

中学校の社会科、歴史分野では、第2次世界大戦においては、第2次世界大戦がどのような原因で起き、なぜ拡大したか。戦争の長期化は、国民や外国人の人々にどのような影響を与え、どのような参加をもたらしたか。戦後復興においては、日本の降伏、占領下の諸改革を経て、戦後どのように復興し国際社会に復帰したか。

このような学習問題を立てて、歴史的事象の意味や事象間の関係を説明したり、原因を追究したり、意見交換をしたりするような学習を重視して、思考力、判断力、表現力を養うとともに、学習内容の確かな定着を図っています。これらの学習を通して、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを見理解させるとともに、国際協調と国際平和の実現に努めることの大切さに気づくことができるようになります。

また、日本国憲法の制定を初め、大きな改革が進められ、現代の骨組みが形成された背景には、戦後の混乱の中で平和と民主主義への期待を抱きながら、数多くの苦難を乗り越えて、新しい日本の建設に努力した国民の努力に気づかせるようにしています。

また、現代社会における日本の世界貢献についてでございますが、小学校6年生の「世界の中の日本」では、冒頭で、私たち人類は平和な国際社会を目指し、さまざまな工夫や努力を重ねてきました。日本は、国際社会において平和な環境などの分野で重要な役割を果たし、世界の多くの国々や地域と交流しています。しかし、国際社会は現在国と国との紛争、環境汚染、限りある資源、飢えや貧困などの問題に直面しています。世界が抱える問題に対して、日本に住む私たちは世界の多

くの国の人々とともに、どのようなことをしていけばよいのか考えてみましょうという始まりで学習がスタートします。

世界の未来と日本の役割として、国連活動への協力、復興支援への努力、環境問題への積極的な貢献、NGOやODAを生かした国際協力などを具体的な資料を用いて理解できるようにしています。この過程において外国の人々とともに生きていくためには、異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること。過去の戦争や原爆による人類最初の惨禍などの経験を生かして、国際社会の平和と発展のために今後も日本が世界において重要な役割を果たしていくことの大切さを気づかせるようにしています。

中学校の公民的分野では、「国際問題と私たち」として、環境や資源エネルギー、貧困などの問題や平和主義による外交で、世界平和に日本が果たしている役割を学び、生徒が今日的な課題を事実に基づいて考え方判断することができるようになっています。

山田議員も御指摘のとおり、戦後の日本が、平和国家として世界の中でさまざまな役割を果たしてきたことを確かな史実の認識を基盤にして理解させることで、国際社会の一員としての責任について、より深く考えさせることができると考えております。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 説明をいただきました。細かくは言いませんけれども、今まで、今教育長が言われたようなことの内容の中で、やはりともすると、日本は全てが間違いだとか、あるいは野蛮な国なんだとか、そういう内容が、ともするとないかということを危惧するわけであります。

長い歴史の中で、それは日本の国というのは、本当に世界に誇るべき歴史伝統文化の国柄であります。世界の人々から親しまれ尊敬される国でなければなりません。特に世界の平和に貢献して、世界は今はこの時代においては、むしろ日本は世界を救う使命にあるんじゃないかということを感じるわけであります。

日本人の文化として、心の国、魂の基本は和であると言われております。心を和、思いやり、あるいは慈しむ、そんなような言葉が日本の文化の中にはありますが、なかなかこれは英訳をしても、日本の日本人の心の中の思いは通じることが、もう十分ではないんであります。

そして、お互いの争いを避けるためにその場を丸くおさめるという日本人の心、一番その心地よいといいますか、そういうことでおさめればいいな、穏やかさとか、調和とか、そんな社会があるわけであります。

言挙げをしないという言葉もあります。相手のことに正面から反論したりすることは失礼なことではないか。その言葉によって対立を生むという、そういう思いやりの日本人としての心があるんですが、しかし、現代社会の国際化の中で、これが外交問題になると全くそういうことが通じない、

逆に全て日本は、返事をしたことによって、そういう野蛮な国なんだ、間違いがあるんだということを誤解される課題が幾つもあるわけであります。

日本文化は、外交で負の要因に転嫁される、たたかれることも現実であります。外交問題課題、戦後処理に係る全てのことが、たびたび戦後70年を過ぎたにもかかわらず、日本たたきと考えることが出てくることも事実であります。大きな無条件降伏をしながら代償を背負って、このすばらしい国に今なったわけでありますけれども、いろいろとそのようなことが新たに出てくる。しかし、その事実は、今まで歴史をひもときながら、あるいは資料を見ながら、間違いがあつたり、あるいは残念ながら日本国内からそういうことを発信して、新たな外交問題に起きるようなこともあります。そんなことを考えると残念でならないところであります。

そこで、資料をいただきました。郡上の中学生の特に修学旅行の関係でありますが、高鷲の中学校が広島研修、ありますね。これは原爆資料館の記念館、恐らく慰霊塔も参拝されておりますが、そのほかはほとんど東京研修ということであります。私は、もしできるんであれば、ぜひとも東京研修の中に靖国神社の参拝をお願いしたいということを申し上げます。

靖国神社は、幕末の嘉永6年以降、戊辰の役、これには凌霜隊、会津の戦いの戦死も祭られています。西南の役、日清戦争、日露戦争、満州事変、支那事変、日中戦争、大東亜戦争、第2次世界大戦を含めて戦没者が246万6,000余柱の方々が、身分や男女の別なく祭られているわけであります。

ちょうど広島歴史資料館も、ことしからレプリカでなしに、新たな実物の史料をリニューアルをして展示をされたということを聞いておりますが、そんなことで、高鷲中学校はずっと行っておられます。

東京の靖国の戦争資料館も記念館でありますが、ここにも、本当に見ると戦争の悲惨さ、あるいは決してやっぱり戦争を起こしてはいけないという史料、あるいは説明を加えられたものがたくさんあります。この靖国神社でありますが、外国からいいますと、内政干渉と言われておりますけれども、やはり国のために戦い、とうとい命を失った御靈を祭る戦没者慰霊祭には、世界どこの国でも国として非常に手厚くそのことが行われているわけであります。日本はまことに残念でならないと私は思います。

世界中のどこの国でも、英靈に祈りをささげることは、これはもう当然であります。日本もぜひそうなってもらいたい。そのためにせっかく修学旅行で東京へ行かれるんであれば、ぜひ靖国に資料館を研修されて、ぜひ手を合わせるようなことにお願いをしたいと思うんですが、教育長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えします。

山田議員の御質問は、この平和学習のあり方について郡上市の状況等を問われてみえると思います。まず大きな平和学習ということについてでございますが、平和学習については、小学校から発達段階に応じた指導が行われておりますが、今回は中学校の平和学習について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

中学校では、公民的分野の中で歴史的分野の学習と関連を踏まえて、日本国憲法の平和主義についてかなりの時間を割いて理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考える学習を行っております。

具体的には、国際情勢の変化の中で、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和な安全維持のために果たしている役割や、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法のもとにおける世界の平和に向けた取り組み、人類の福祉に貢献しているさまざま国際貢献について具体的な事例をもとに学んでおります。

また、社会科だけでなく国語でも、1年生、「おとなになれなかった弟たち」、これは米倉斎加年さんの書いたものですが、それから2年生は「字のないはがき」、これは向田邦子さんの作。それから3年生は「原爆の写真によせて」とか「故郷」、魯迅でございますが、そういうような戦争文学教材を通して、戦時中に生きた人々の心情を作品から読み取るような学習もしております。

また、道徳では、国際理解、国際貢献という内容項目で、世界の中の日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与することについて、社会科等の関連を図りながら道徳性を養う指導を行っています。

先ほど議員が言われた高鷲中学校の事例でございますが、総合的な学習の中で、平和学習を取り上げて進めている学校もございます。高鷲中学校がそうなんでございますが、高鷲中学校3年生は、平和についてテーマを設けて探究的な学習を行い、その一環として広島への修学旅行を実施しております。事前学習として広島から講師を招いて、戦時の生活や原爆に係る話を聞く場を設けて、その後、個々のテーマで調べ学習を行った上で修学旅行に行き、広島で原爆ドームや平和記念公園を訪れ、ボランティアガイドなどの人と施設を見学したり、語り部を招いて朗読会を行ったりしております。

この総合的な学習の時間というのは探究的な活動でございまして、平和学習のほかにもいろいろな探究的活動を取り入れています。我が郡上市においては、高鷲中以外の7つの中学校は、東京を修学旅行の行き先、東京研修としております。

それはどういうようなことが狙いであるかといいますと、メディア、大企業、公的機関、伝統工芸、国際のカテゴリーの中から生徒が選択し、訪問先を決めていること。また仲間とともに探究活動に取り組むということを重視していること。それから首都、東京だからこそできる探究活動をやっていること。それから日本の政治、経済、文化の中心、東京が体験できる場所を訪問しているこ

と。それから東京でしかない体験できる職場を訪問していること。多様な企業や職場を訪問し、インタビューや職場体験を通して働くことの意義や自分の将来について考えること。またキャリア教育として首都圏大都市の暮らしを踏査することで、自身の日常の生活基盤である郡上との違いを体験すること。つまり他の7つの中学校は平和学習をしていないわけではなくて、総合学習の一環として、修学旅行ではそういうことを狙いにしてやっているということでございます。

これは、郡上市小中学校学校管理規則第7条では、「校長は、教育課程として行う宿泊を伴う教育活動については、教育委員会の定める基準に基づき企画し、あらかじめその実施計画を教育委員会に届け出なければならない」という届け出の義務を定めております。

現在、なすこと学ぶということが主の特別活動においては、宿泊を伴う教育活動の基準に特定の目的地を定めることは考えておりません。各学校がその狙いに応じて、狙いの達成に有効かつ特色ある計画の立案を求めているわけでございます。

ただし、山田議員が質問の中で言ってみえる、国のために亡くなつていった人に思いを馳せることは、二度と戦争という過ちを起こさないためにも必要なことと考えるということは、全くそのとおりであると考えます。

中学校の教科書からでございますが、第2次世界大戦では、日本の戦死者は230万人、民間人の犠牲者は80万人と記載されております。全世界では、この大戦で5,000万人の人が亡くなつたと記載されています。

郡上市でも、毎年、戦没者慰靈祭が行われておりますが、これは第2次世界大戦前の戦争も含めておりますが、郡上市では、3,186人が戦死してみるとあります。先人の多くのとうとい犠牲の上に、今の日本が平和であるということを社会科学習だけでなく、関係教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを使って、機会を捉えて伝えていくことが大切であると考えます。これからよいよ戦争を知らない世代がふえてきます。だからこそ平和学習は大切にしていきたいと考えております。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございました。ぜひとも中に含めていただきたい。やはり先ほど日本の国の成り立ちの一計ということを申し上げましたが、我々が現在あるのは、やはり先祖があつてしかるべきであります。だからそのことについて、しっかりとその心を大事にすることをぜひ教育の中に含めながら、二度と過ちを起こさない、そのために特に靖国参拝をお願い申し上げまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時です。お願いします。

(午前11時46分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君） 3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は2項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、県道127号——これは石徹白地内にある県道でございますが、白山中居神社朝日線の早期改良について、お伺いをいたします。

福井県大野市朝日より石徹白地区をつなぐ県道127号については、福井県側へ通ずる唯一の道路であります。石徹白地区にとっては、桧峠を越え白鳥へ通ずる県道314号と2本のルートしかございません。特に127号については、冬季間は雪やまた雪崩などのため、閉鎖もしくは通行止めが頻繁に行われまして、桧峠の状況によっては陸の孤島となりかねない場合が多々あります。

現在、県道127号は、石徹白の下在所、前川にかかります前川橋から福井県大野市の小谷道付近の県境まで、わずか2キロほどが未改良でございます。車両のすれ違いの難しい狭い道路となっております。その先、大野市側も2キロほど悪いところはございますが、さらにその先は2車線が確保された、整備されたよい道路でございます。

現在、福井県側では中部縦貫自動車道の工事が急ピッチで進められておりまして、朝日地内にはインターチェンジも建設される計画と聞いております。県道127号の改良によって石徹白地区の皆さんへの利便性の確保はもちろんでございますが、石徹白地区へ市外の皆さん方に足を運んでいただいて、石徹白地域の白山文化、また里山の魅力を知っていただくよいチャンスではないかと思っております。

観光客の方々には石徹白へ立ち寄ってもらい、石徹白を見物後は、県道314号を下って、阿弥陀ヶ滝、また道の駅、白山文化の里や、あゆパークへ立ち寄られるようなすばらしい周遊のコースもできるわけでございます。

そこで、お伺いをいたします。わずか2キロほどの改良区間であります。県道ですので、関係機関へ強力に要請する必要があるかと思いますが、その現状と今後の見通しについてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、一般県道白山中居神社朝日線の御質問に対しましてお答えをいたします。

岐阜県と福井県をつなぐこの本路線につきましては、岐阜県郡上市白鳥町石徹白の白山中居神社前が起点となっておりまして、そちらから南のほうへ進みまして、路線の大半は、石徹白川に沿つてございます。福井県の大野市に入りまして、石徹白ダム、天狗岩、山原ダム付近を通りまして、大野市朝日の大野市役所和泉支所近くの国道158号に接続いたしますが、そちらが終点となっております。

総延長は17.7キロ、改良済みの延長は13キロ、未改良区間の延長が4.7キロございます。冬季間の規制区間の延長は8.1キロとなっておりまして、冬季間は閉鎖をされるという現状でございます。

その総延長17.7キロのうち、岐阜県側の全体の延長は5.3キロでございます。うち、改良済みの延長が3.3キロ、未改良の区間延長が、議員おっしゃられたように約2キロということになっておりまして、この岐阜県側のほうですが、冬季の規制区間の延長が1.9キロというふうになっております。

現在、進められております中部縦貫自動車道につきましては、仮称でございますが、和泉インターチェンジが大野市の貝皿地区に建設予定でございまして、この路線、この白山中居神社朝日線の路線のほうに接続をするという予定でございます。

ここ例年、毎年県のほうへは、この改良の要望については毎年要望をしてきておるところでございます。昨年度の要望につきましても、ここの箇所に限らず、郡上土木事務所のほうへは、市内のそうした要望箇所149カ所の要望をいたしております。こうした多くの要望がある中で、県におかれましても厳しい財政状況の中で、それぞれの要望箇所について優先度を考慮しながら事業を実施していただいているところでございます。

郡上市としましては、引き続きこの未改良区間の道路改良、また冬季の通行規制の区間の解除に向けて、引き続き、県のほうへは要望してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

（3番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございました。まだ具体的な期日といいますか、見通しはないような状況かと、今御答弁の中で聞かせてもらいましたが、この県道127号の改良によって、先ほども申し上げましたように、石徹白地区の利便性の向上はもちろんありますが、石徹白地区には白山文化発祥の地ということで、そういうことにしえからの文化がたくさんございます。そういう意味で、石徹白地域を大いにPRするにもいい機会だということを思っておりますので、この道路の改良を早期に実現するように願いまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

いました。

それでは、続きまして2つ目の質問をさせていただきます。

郡上市内各地に伝わる無形民俗文化財の保護、伝承について、お伺いをいたしたいと思います。

市内には、貴重な有形・無形の文化財が数多くあります。どれもこれも次の時代へしっかりと保護、保全し、受け継ぎ、また受け渡していくかなければならないものであると思っております。文化財の中には、貴重な建造物や天然自然の造形物、また希少動植物を初め、いにしえより伝わります伝統文化、また風習、多種多様にわたるわけでございますが、この地域にしかない、存在しない貴重なものばかりであることには変わりはございません。

市内には、国、県、市の指定された文化財、または天然記念物なども含めますと、920件を超す件数がございます。その数多くある中で、今回は集落に伝わります、いわゆる民俗芸能などを中心とする無形民俗文化財の保全、伝承についてお伺いをいたしたいと思います。

本市には、市指定の無形民俗文化財が15件、国が指定しておりますものが2件、この2件は皆さんも御存じのように、日本三大踊りに数えられます郡上おどり、そして毎年1月6日に白山神社で行われます長滝の延年、この二つが国の指定を受けているものでございます。

そして、県が7件指定をしておりますので、あわせまして、市内には24件の指定をされました無形民俗文化財がございます。なお、このほかにも指定はされておりませんが、貴重な民族文化財がこの市内には数多くあると思われます。

そこで、それらの中で市として認識をされておられるものは、どのぐらいあるか。まずはその点をお伺いいたしたいと思いますが、まず件数だけで結構ですが、よろしくお願ひをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、1つ目の御質問についての回答をさせていただきたいと思います。

国、県、市の指定の文化財以外、いわゆる文化財に指定されていないものでございますが、そういうもので市内に伝承されております伝統芸能、あるいは民族芸能につきましては、平成28年度の時点での確認ではございますけれども、廃絶されたものを除きますと、神楽、かき踊り、獅子舞、あるいは歌舞伎など83件ございます。したがいまして、指定文化財を合わせた数は、107件というふうになりますので、よろしくお願ひいたします。

（3番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございました。今、御答弁をいただきましたが、合計しますと107件ほどの無形民俗文化財が、この市内には存在することになります。これらの無形民俗文化財は、市内の里山集落に伝わり残るかけがえのない貴重な伝統文化であると思っております。

しかし、現状は少子高齢化の影響から、市内の集落では、いわゆる人手不足——これは演じる人、役者の不足ということですが、また後継者不足——これは指導者、師匠、先生というか教える側の方ですが、こういう方々が少なくなつて、伝統文化の伝承が困難となつておられる地域が見受けられるようになりました。

こうした地域での悩みを市として把握はしておられると思いますが、本市としてそれらの地域の悩みを受ける相談窓口の設置、こういったものも必要ではないかということも思うわけでございます。それらの地域や、また団体への働きかけを行つて、伝統文化の存続継承に問題がないか、目配りもしていただく必要があるかと思われます。そうしたことから、本市としての支援対策にはどのようなことが考えられるか、また検討していかなければならぬかということを思つております。

市では登録文化財、先ほどもおっしゃいました900を超す文化財がございますが、これらの全般にわたつては、保護・保全活動にいろいろと対策をされ努力もされておられます、今申し上げます無形民俗文化財のいわゆる人手不足などにより、集落での維持、伝承が困難な地域または団体について、市としての対策はどのようにされておられるか。

また、こうした人手不足により継承ができない場合は、地域を超えて協力し、伝統文化を守り、各地域が互いに協力し合つて、地域全体で一つとなって守る必要があるということを思いますので、そういうた指導なども必要かと思うわけでございます。もっと広く言えば、郡上市全体で守り引き継いでいかなければならぬ、一集落に任せておくだけではだめでないかということも思うわけでございます。

そこでお伺いをいたします。こうした地域や団体への支援対策などについて、現状と今後の方策、また課題についてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、指定以外の伝統芸能でも貴重ですばらしいものが数ある一方で、その伝承の課題として、人口減少や少子高齢化による担い手不足、あるいは技術を継承してきた地域の師匠の減少などにより、将来的に伝統芸能の存続が危ぶまれることは教育委員会としても認識をしております。

ただ、多くの伝統芸能は、地域の神社の祭礼のときに奉納されるものが多く、神社や地域の慣習によって催されています。その中で、例えば今おっしゃいましたけれども、役者が不足しているというふうな状況にあるときは、子役に女子——女の子を加えることや、他地域または市外の方にお願いして伝統芸能を継続されているところもございます。しかしながら、神社や地域によっては、そういうことはなかなか難しいと考えておられる場合もございます。

また、神社等の祭礼に係る伝統芸能の存続につきましては、市が積極的に働きかけをしていくこ

とは、なかなか難しい面もあるというふうに考えております。

そのような中で、市では、国、県、市の指定文化財に対しまして、伝統芸能の実施や必要な用具の修理、更新のための経費について、毎年指定文化財でございますが、指定文化財の保持団体に対して紹介を行い、無形民俗文化財伝承事業支援事業として支援を行っております。しかしながら、この指定文化財以外の伝統芸能では、金銭的な支援を現時点では行っておりません。

こうした状況ではございますが、金銭的な支援のみならず、伝統芸能や民俗文化財の伝承に資することを目的した事業をここで御紹介させていただきたいと思います。

まず、文化庁では、伝統文化親子教室事業として、次代を担う子どもたちに対して、伝統文化に関する活動を体験、習得する機会を持つことによりまして、伝統文化の継承と発展、子どもたちの豊かな人間性の涵養に資することなどを目的としまして、伝統芸能——これには民族芸能のほか、工芸技術ですか、邦楽等も該当するようでございますが、そういう伝統芸能を継承する教室を運営するための経費を助成する事業を行っております。

郡上市では、これまで伝統芸能として、子ども郡上おどり育成会、それから、ひるがの獅子舞保存会、大鷲白山神社祭礼行事保存会ジュニアが、この助成を受けられて、伝統文化が子どもたちに継承されるような取り組み、後継者育成に取り組んでおられます。

また、民間企業の社会貢献活動もございまして、公益信託JA、岐阜県信連民俗文化財振興基金によります民族文化財の保存・伝承活動事業が行われております、道具の更新等の希望がある団体に、教育委員会としては、当該制度を紹介させていただいております。なお、この助成事業は、指定文化財以外の伝統芸能も対象となります。

主な助成対象としましては、民族文化財の道具、衣装等の修理、新調に加えまして、民俗文化財を次世代に伝えるための記録等の活動、それから伝習活動、後継者育成などとなっております。

本市では、これまで八幡町の初音、南宮神社の八奴踊りと大神楽、美山鬼谷の諏訪神社大神楽、明宝の二間手白山神社大神楽、和良町横野の大久古神社伊勢神楽がこの助成金を受けておられます。

市内の伝統芸能につきましては、人手不足や資金面等の問題から、伝承に係る課題を抱えておられる場合があると思っております。その一方で、最近、地域づくりとあわせて伝統芸能を活用しまして、伝承に向けて実践されている事例がございましたので、ここで御紹介したいと思います。

明宝寒水のばしょ踊り、寒水踊りでございますが、この踊りは、30年ほど前に一端途絶えましたけれども、地元の皆さんにより復活されたものでございます。寒水輪島、どじょなど、寒水でしか踊られていなかった貴重な歌や踊りであったことから、平成25年に地元の有志の皆さんのが立ち上がりまして、地域の活性化を目的に復活をされたものであります。

歌や踊りを復活させられただけではなく、持続的な活動となるように、寒水踊りモニターツアーの実施や、寒水踊り講習会なども実施して、交流人口の増加を促しながら継続できるよう努力して

おられるものであります。こういう先進的な事例もございます。

伝統芸能は、歴史的、また郷土の文化としては非常に大切なものでありますし、地域社会を支える重要な行事であると考えております。そして、それを守り育てることを通じて地域社会が支えられ、地域の皆さんの交流、コミュニティーが図られるものと認識をしております。

冒頭でも申しましたように、市内には、指定文化財以外にも貴重な伝統芸能がございます。指定以外の伝統芸能につきましては、その実態、それから伝承についての取り組み、それからこれから保持団体等のお考え方、伝承に向けてのお考え方などをいま一度把握するとともに、他市町村の事例も参考にしながら、保存伝承、コミュニティーの維持等に向けての支援について、今後の研究課題としていきたいと考えております。

なお、先ほど述べましたような既存の支援策などにつきましては、ホームページ等で紹介するとともに、保存や伝承についての御相談があるときは、支援策の詳細や先進事例を紹介させていただくなど、教育委員会として可能な限り対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございました。細かに御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

今、御答弁の中にもありましたように、こうした貴重な伝統文化につきましては、一度絶やすとなかなか二度と復活するのは難しいものでございます。また、お話をありましたように、神社、いわゆる仏閣にかかわることもあり、行政がどこまで手を出すかという問題もあろうかと思いますが、いずれにしましても、いにしえより集落に伝わるこの民族文化というのは、今の御答弁にありましたように、地域の連帯や連携を深め、集落のきずなを一層強めるものだと私はそう思っております。そういうことから、こういった文化をないがしろにはしないで大事に守っていきたいなということを思いまして、この質問をさせていただきました。

今、お話をいろいろと検討はしていただいているということですが、今後も一層またよろしくお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきたいと思います。大変時間を余しましたが、これで私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

---

◇ 田代はつ江君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今回も懲りずに欲深く4点用意しましたので、できれば4点ともやりたいと思いますので、どうか御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

最初に、インバウンド消費ということで質問をいたします。

日本政府観光局によると、昨年の訪日外国人の数は、前年比で8.7%増の3,119万人でした。日本政府観光局が統計調査を開始した1964年以来、過去最高を記録したそうです。10連休で話題となつたことしのゴールデンウィークも、外国からの観光客で賑わいを見せっていました。注目すべきは、インバウンドの経済への影響の大きさです。国内での日本人の個人消費が伸び悩む中、インバウンド消費は日本経済を下支えしていると言えます。

観光庁が、ことし3月に公表した調査によると、1点目、観光先の施設で日本人の職員とコミュニケーションがとれないというのが1点目。2点目は、宿泊施設などで無料公衆無線LAN環境が整っていないというのが2点目。3点目は、観光案内板の多言語表示が少ないなどを理由に困った経験をした訪日外国人が多いと言われています。快適に旅行できるための一層の環境整備が必要とされると思います。

最初にお聞きします。昨今、郡上市を訪れる観光客の増減と外国人の割合、また外国人観光客では、どこの国の方が多いのでしょうか。特に10連休の様子はどうだったでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、お答えいたします。

昨年、郡上市に訪れた観光客につきましては、1月から12月までの入り込み客数として、551万2,000人が市内の観光施設、イベント等に訪れております。

対前年比では、約17万人、3.1%の減少となっていますが、その原因としましては、清流長良川あゆパークがオープンし、約15万人が純増をいたしましたけれども、それにもかかわらず、夏から秋にかけまして、豪雨や猛暑、台風による影響と、暖冬によりスキー場のオープンがおくれたことが考えられます。

また、外国人観光客の割合については、年間統計として市内宿泊施設での宿泊者数で把握しており、平成30年は対前年比で約1,300人の増、2万2,991人が宿泊し、国別宿泊者数では、タイが5,373人と最も多く、次いで台湾の4,141人、香港の2,432人となっております。

次に、10連休のゴールデンウィーク期間中の観光客の動向については、入り込み客数が39万8,000人であり、昨年と比較すると約10万人の33%増となっております。

外国人観光客につきましては、把握可能な主要観光施設での団体ツアーカーとして、台湾が27団体

の750人、香港が2団体の73人、合計で29団体、823人となっておりますので、お願ひいたします。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは、先ほど述べました3つの困った経験を先ほど読み上げさせていただきましたけれども、それについて郡上市においても、よく聞かれる困った事例をどのように対処してみえるか、そして、先ほどのその3つの事例に対しても、どういうふうに対処してみえるかということを教えてください。

3つのあれに一つだけちょっと加えさせていただきたいと思います。これは、インバウンドに限ったことではないんですけども、近年、禁煙とか分煙が叫ばれておりまして、愛煙家の方は大変肩身が狭い思いをしてみえますけれども、喫煙場所がないかどうかということを、よく踊りシーズンのところでも聞かれることが多いということをお聞きしておりますので、喫煙所の対応についても、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、次に郡上市に訪れる外国人が困った事例と、観光庁が発表した事例、そして喫煙の防止に対する考え方についてお答えいたします。

最初に、郡上市に訪れる外国人におきましては、 ASEAN諸国——東南アジアからの団体ツアー客が多く、また個人旅行者が少ないのが現状であります。団体ツアーにおきましては、通訳ガイドが添乗しておりますので、コミュニケーションであったり、観光案内においては問題はないというふうに思っております。

しかしながら、今後、郡上市におきましても個人旅行者がふえることが想定されますので、そういった場合にどのような問題が顕在化するにつきましては、郡上市と類似する先進都市のほうにヒアリングに出かけまして、どういったことがあるかということで、事前把握に努めたいというのを考えております。

そして次に、先ほどの国のほうの発表された事例の対応でありますけれども、1つ目が、外国人とのコミュニケーション力の関係ですけれども、市におきましては、昨年度、訪日外国人誘客受入対策事業の一環として、市民の方を対象に英語ガイド育成講座を6回開催し、延べ113名の方に受講をしていただきました。

また、郡上八幡観光協会では、商工会八幡支部との共催で、おもてなし観光講習会として英会話講習会が開催されておりまして、20名の方が受講をされました。こちらのほうは、今年度も引き続き開催をされているというふうにお聞きをしております。

次に、2番目の無料公衆無線LANの環境整備につきましては、平成29年度に八幡市街地の主要観光施設5カ所、郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡駅、城下町プラザ、郡上八幡博覧館、郡上八幡

城において、Wi-Fi機能強化のための整備を行っております。

また、市内宿泊施設における環境整備についても、市の宿泊施設改修支援事業、そして、郡上市観光連盟の外国人誘客促進事業により、これまで6つの宿泊施設におきまして、この事業を活用して整備のほうがなされております。

市内宿泊施設のWi-Fiの整備実態につきましては、今後、郡上市観光連盟が実施する宿泊施設調査等で把握していくかというふうに思っておりますので、お願ひをいたします。

最後に3つ目ですけれども、観光案内板の多言語表示についてでありますと、平成23年度に八幡市街地において、拠点施設12カ所で5カ国語表示の他国言語の案内板のほうを整備し、通りには、2カ国語表示の矢羽根による案内板を26カ所整備しております。

今後は、八幡市街地以外においても、主要観光案内施設におきましては、デジタルサイネージを活用するなど、外国人向けの案内機能を充実させていきたいなということを考えております。

そして、お尋ねの喫煙の関係でありますけれども、団体のお客さんにつきましては、添乗員の方にあらかじめ、そういったところが決まっていますよと、日本のルールはそうですよということを指導してもらうことが一つあるのかなと思いますし、また野外でのイベント、特にこれから始まります郡上おどり、白鳥おどりにつきましては、本年度におきましては、民間の企業の協力をいただきまして、喫煙場所を設けたいと思っておりますし、また、露天商組合の皆さんにも、事前の説明会においては、特定の場所で喫煙することになりますということを既に説明のほうを申し上げております。

そういう意味で、郡上おどり、白鳥おどり、そして今後あります食の祭典もございますけれども、商工観光部におきましては、そういった受動喫煙の抑止に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは、今、答えていただきました喫煙のことですけれども、JTが何か赤ちゃんの駅のようなこんなテントを貸し出ししてもいいよという話をどこかでお聞きしたことがあるんですけれども、そんなこともあるんですか。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 具体的にはあれですけれども、民間企業のほうから、そういった施設を貸し出しつけるということを予定しています。特に屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がされているということは、一つ肝要でございますので、そういった場所に喫煙場所を設けるということと、あと受動喫煙を生じさせないような周囲の配慮をしたところに設置してまいりたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） わかりました。それでは、今、訪日外国人の旅行先が、東京、大阪、千葉県、京都とこういうふうに偏っていると、そういうふうに言われていますが、市としては、どのような誘致作戦をしてみえるのでしょうか。

関連して、最近ではモノ消費——モノ消費というのは買い物を指すんですけれども、モノ消費ではなくコト消費、日本ならではの体験を訪日外国人は重視していると言われています。その意味でインバウンド消費は、特定の地域の課題ではないと思います。地域の魅力を訪日外国人に積極的にアピールしていくことが、地方の経済に大きく寄与することになると思いますが、この点で郡上が努力されていることを教えてください。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、まず郡上市に訪れる外国人観光客におきましては、市内宿泊施設で過去7年連続で増加傾向にございます。

市におきましては、平成28年度からタイをまずターゲットとしまして、11事業を展開しており、現地メディア、旅行雑誌等への広告宣伝、現地での旅行会社へのセールスコール、そして総合案内所業務の委託、タイ旅行会社への調整などを積極的な誘致活動を行っております。その成果につきましては、冒頭に申し上げたようなタイ、そして香港等の多くのお客様がみえてということになっております。

また、これまでに力を入れてきた台湾、香港からの誘客についても、広域連携協議会である岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会、そして東海地区外国人観光客誘致促進協議会、高岡・郡上外国人観光客誘致協議会において、積極的な誘致活動のほうを行っており、郡上市の実績としては、先ほども述べましたように、外国人宿泊者数としては伸びておるという状況でございます。

次に、コト消費ということでありますけれども、個人旅行者向けのコト消費を高めるために、郡上市ならではの自然体験であったり伝統体験など、地域の魅力を積極的にアピールする旅行商品の造成が必須であるため、昨年度、訪日外国人誘客受入対策事業において、岐阜大学と連携し策定した個人旅行者向け旅行商品のブラッシュアップを図るとともに、県が策定しました郡上市版体験メニューとも連携し、さらにメニューをふやすためのモデルコースづくりを行うなど、訪日外国人の個人旅行者に向けた旅行商品の造成に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、お願ひをいたします。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございました。それでは、2点目のごみ出し支援についてに入

りたいと思います。

地域の高齢化に伴う課題はたくさんありますが、その中で、ごみ出しが困難な高齢者がふえているという問題があり、実際相談を受けたこともあります。足腰が弱ってくるなど身体的な理由だけでなく、ごみ出しの曜日や分別のルールを覚えるのが難しい。またステーションまで遠いなどが挙げられております。ひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯で、家族や近所での助けが得られないということが問題になっております。

国立環境研究所が全国自治体に対する調査を実施した結果を、2015年に公開したものがあります。それによると、高齢者を対象にしたごみ出し支援制度がある自治体は、全体で2割、ない自治体でも将来的には4割ほどの自治体が導入を検討したいと言つてみえるそうです。

支援制度の内容としては、自治体や委託業者が直接改修する直接支援型が主で、年齢、介護認定、障がい者世帯を利用世帯の要件として設定し、ごみ出しの支援のみならず、安否確認の声かけにもなるということです。

まず最初にお聞きしたいと思います。ごみ出しの困難な高齢者世帯への支援の現状について、お聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをします。

御質問のごみ出しの困難な高齢者世帯への支援の現状につきましては、現在、郡上市の一般廃棄物処理計画における事業実施としては、特別な支援の実施はございませんが、福祉分野において介護認定を受けられている独居世帯等については、ごみ出し等の支援並びにサービスが受けられる現状となっており、訪問介護等の利用者で複数の方が利用されておみえでございます。

先月、5月の利用者の状況でございますが、全体で345名の方が利用され、うち、ごみ出し援助者数といたしましては、55名、全体の約16%の方が利用されているのが現状でありますので、よろしくお願ひいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） そしたら、支援に向けての今後の考えはということでお聞きしたいと思っておりましたけれども、このような形で分野でも、そういうふうに利用されている方もあるし、そのように支援をされているということですので、この質問は省きたいと思います。

それで最後に、昨今、在宅医療が進められていますけれども、その際に出る在宅医療廃棄物や使用済みの介護用のおむつの処理などの課題から、超高齢化社会に対応した廃棄物管理システムの構築も必要と思われます。現状と今後の展望についてお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをいたします。

御質問の医療廃棄物及び介護用おむつの処理の現状につきましては、種類別に医療廃棄物として処理が必要となるものと、一般廃棄物として処理できるものがございます。

病院等の医療関係機関から排出される医療廃棄物は、環境省の感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき適正に処理されるべきもので、在宅医療で使用された点滴等の針などについても、使用者の責任において病院等へ持ち込むことになっております。

また、介護用おむつにつきましては、下水道に流せる素材の研究が進められてはいますが、いまだまだ製品化には至っておらず、現時点では可燃ごみとして処理をしますので、汚物を取り除いた後に一般ごみの処理のルールで排出していただいております。

高齢化社会に対応し得る施策の今後の展望といたしましては、先ほどお答えした一般廃棄物処理計画の中で、高齢者世帯の支援策や収集体制の検討、並びに福祉分野での介護支援等の連携等、今後の情勢の変化に柔軟に対応できる体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 在宅介護で出る注射の針とかそういうのは、使用者の責任で病院等へ持ち込むと、そういうふうにおっしゃいました。

それからあと、紙おむつは今後ふえる一方だと思います。ごみの収集の場合、こういうことで困られたりということはないでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 今のところは、特に病院の苦情等は出ておりませんので、特にございません。はい。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） そうしましたら、皆さん、ルールをきちんと守ってみえるということで、わかりました。

それでは、次の産後のサポート事業ということでお聞きしたいと思います。

出産後の生活は、特に初めてのお母さんにとっては、想像以上に大変で、毎日が赤ちゃんとの生活と自分との戦いのようなものです。周りにサポートしてくれるような家族がいれば心強いところですが、最近は出産の高齢化により、祖父母の年齢も高齢化し、元気な赤ちゃんの世話をする体力的、精神的な余裕がないケースもあると言われています。また、少子化で、周りに同じような赤ちゃんを抱えている母親を見つけるのが大変なこともあるそうです。

郡上市では、新年度予算として産後ケア事業を始められました。退院直後の母子に対する保健指導に係る費用の助成をしてくださるということです。まだ始まって間もない事業ですが、実績を踏まえながら少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、今年度、新規事業として開始しました産後ケア事業について御説明をいたします。

産後ケア事業は、産後4カ月未満のお母さんと赤ちゃんを対象としております。産後回復途中のお母さんが、体や心の不調や育児に対する不安があつたり、生活面でも休養や食事の管理といったところで支援を要する場合に、宿泊または日帰りで医療機関や産院において、助産師からお母さんの体調や生活について、また授乳や赤ちゃんの発育、沐浴や食事も含めまして、お母さんと子どもさんが総合的に保健指導を受ける事業でございます。

宿泊型と日帰り型ともに、1回の出産につき7日を限度に利用することができるものでございます。宿泊型は、1日2万円の料金のうち、自己負担が8,000円となっております。日帰り型は、1日1万5,000円の料金のうち、自己負担は3,000円となっております。利用者は、直接医療機関、助産院に支払いをいたします。住民税非課税世帯など、低所得者の方につきましては、自己負担額を無料しております。

事業の案内につきましては、今年度4月から、妊婦さん全員に直接でお知らせをしております。特にサービスの利用が必要と考えられる方には、個別で詳しく説明をしております。

事業が始まりまして、2カ月を経過したところではございますが、利用された方は1件ありました。「サービスを受けよく眠れた。授乳の指導が受けられた」と感想もいただいております。満足されたと判断しております。

今後とも赤ちゃん訪問時に、不安や疲労が見受けられるお母さんに対しまして、産後ケア事業の利用や、これまで行っている乳幼児相談や保健師の訪問について案内をしまして、安心して子育てができるように支援をしてまいります。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） わかりました。私の知っている人で、病院で出産をして、あと母乳の件とか、よく眠れないとか、そういうことで大変悩んでみえて、この保健指導に来てみえた方から産院を紹介されて、そしてそこへ1泊か2泊、3泊ぐらいしたんでしょうか。そして帰ってきた人がいるんですけども、そういうことも含めてやっていただける、指導もしていただけるし、その費用の助成もしていただけると、そういうふうに捉えていいわけですね。はい、わかりました。

そしたら、あと周囲の配慮で、母親のリフレッシュできる時間をつくってあげることが大切なこ

とで、母親が一人になれる時間をつくってあげてくださいと、こういうふうに何かの本で読んだことがあります。24時間、朝から夜中までずっと赤ちゃんと2人きりでいる母親は、肉体的だけではなく精神的にも弱ってしまうことがあるそうです。

そんな症状のことを最近では産後鬱と言われていますが、私的には余りこの言葉は好きではないんですけども、病名としてはそうなのかもしれません、何かほかの言い方がないものかということも思います。産後鬱という病名がつくと、何か相談もしにくくなると思います。なると思うんですけれども、そういうことについても、ちょっと考えていただきたいと思います。

また、最近では、日本でも民間の家事代行の会社がふえてきています。妊娠中や出産後の家庭に対して、掃除とか洗たくとか買い物などの家事代行サービスをしてもらえるんですけども、市町村区によっては、これらの民間業者に委託して、産後のサポート事業として安価にこれが利用できるような仕組みをつくっているところも、大変ふえてきているというふうにお聞きしております。

郡上市としても子育て支援の一環として、こういうことも考えられたらいかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） では、御説明をいたします。

妊娠や出産は、子どもを授かるという喜びとともに、家族や生活の環境の変化で、気持ちが落ち込んだり、涙もろくなるといったマタニティーブルーといわれる症状が生ずることがございます。これは、産後10日ごろまでには落ち着くものと言われております。まれに気分が落ち込み、眠れないといった症状が出ます。鬱病を発症することもございます。その場合は、早期に医療機関に受診していただき、必要な治療を受けることが大切になります。

市では、妊娠されると、母子手帳発行時に、妊婦相談としまして保健師や栄養士による面談を行っております。支援が必要なお母さんに対して、訪問や電話相談を行うとともに、医療機関や児童家庭課などの関係機関と連携体制をとってかかわっております。

産後は、早期のかかわりが必要ということで、産まれた赤ちゃんには、全戸訪問を行っております。さらに積極的な支援を必要とする方は、継続した訪問や、その中でサービスにつなげていっておりま

す。今年度の4月より、医療機関で行います母子の1ヶ月健診のときに、産後鬱の状態を把握するようになりました。産後鬱という言葉は、お母さんにとって余りよいイメージではありません。お母さんに対しては、育児の大変さとか、困り感に目を向けた面接をするように心がけております。

家事代行サービスにつきましては、市内においては事業展開はされてはおりません。支援の必要なお母さんには、育児を頑張りたいという気持ちを大切にしながら、養育支援訪問事業や、一時的に子どもさんを預かるというファミリーサポートセンター事業など、育児の負担を軽減する支援を継続していくところでございます。

市では、令和2年度に、子育て世代包括支援センターを設置する予定でございます。現行の子育て支援センターと健康課、そして児童家庭課がより連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を一層整えていくところでございます。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 詳しく説明をいただき、ありがとうございます。この出産ということは大変なことなんですけれども、出産後の赤ちゃんを育てるというのは、ここにおみえになる大半の方には、全く想像もつかないことだと思うんですけれども、私たちにもちょっと同じ女性であっても、私たちの時代とまた本当に時代が変わってきておりますので、私たちのときは、子どもを産んで、それで周りに見てもらう人がいないとか、自分一人で朝から晩までこの子の世話をするとか、そんなことは、お互いにみんながそんな思いをしたことがほとんどないような時代でしたので、そんなことは考えたことはなかったんですけども、今は先ほども言いましたように、二人だけの家庭で、子どもと向き合ってずっと1日そういうふうに過ごしていると、何かおかしくなってしまうことがあるとか、いろんなことで想像もつかなかったようないろんな問題が出てきておりまして、今ほど部長から説明がありましたように、今後またそういう郡上市の子育て支援の一環として、そういうところがきちんと設備はされて、整備がされてやっていただくということは、大変ありがたいことだと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

八幡城の登り道の改修についてということですけれども、「お城好き1万人がガチで投票！お城総選挙」で、郡上八幡城が18位に選ばれました。全国的にお城人気は高まっていますが、この10連休の城山人気はどうだったか、教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） ゴールデンウイーク中の郡上八幡城の入り込み客数でございますけれども、改元に伴うお城で交付されました御朱印の人気が大変高くございまして、昨年と比較して約1.4倍の1万8,775人の方に御来城——「ジョウ」は「お城」ですけれども、御来城をいただきました。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） この登り道の改修については、以前にも一般質問でさせていただきましたけれども、リフトなどをつけていただくと大変いいというお話をしたんですけども、費用的にも構造的にも大変それはちょっと無理という答弁をいただきました。その後、登り道の改修では検討をされているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 当時リフトなどの費用問題で無理ということでありまして、原因的にはいろいろと、大変急峻な山ですので、また後ほどの質問にも出てくると思いますけれども、なかなか簡単にそういう道はつけられるものではないというふうに考えております。

ただ、遊歩道のほうが、今の現状の登りの自動車道ですね。あれがつぶさにこうなっていますけれども、それをショートカットするように歩いて登れるという意味で、遊歩道というかショートカットするような形で、早くたどり着くという道がありますけれども、そちらのほうが200メートルほど整備されております。一部、昨年は不通となった関係で、今は修繕のほうをかけておりますけれども、そういう状況でございます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ちょっと関連質疑ですけれども、先日、伊勢の志摩市へ行ってきました。天空カフェテラスといわれる横山展望台に登りました。すばらしい景色に感動しましたが、それとともに、展望台までの遊歩道が人にやさしく整備されているのに驚きました。郡上八幡城への遊歩道もこのように整備されれば、高齢者の方も、車椅子の方も、誰でもゆったりと頂上に登ることができる、すばらしいと思いました。

木をふんだんに使い、なおかつ滑らないような工夫がされ、観光のみならず市民の健康づくりにも一役買えると思いました。もし機会があれば、ぜひ横山展望台へ行ってみてくださいり、今後の参考にしていただきたいと思いますが、そういう構想はいかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、来月の3日の日でしたか、潮かけ祭りがございますので、その折に志摩市のほうに行って参りますので、機会があればちょっと訪れたいなというふうに思っております。

また、今のお話ですけれども、車椅子の方々が容易に登れる遊歩道の整備につきましては、先ほども少し御説明いたしましたけれども、中腹からの駐車場で、山頂までの駐車場までの標高差が74メートルございます。それをもしバリアフリーの勾配——12分の1の12行って1上がるという勾配になりますけれども、それで計画した場合ですと、有効幅2メートルの遊歩道が、約890メートルの延長、大変長く必要となつてまいりますから、大変に現実的に困難じゃないかなというところで考えています。

また、同様にほかのルートでもあるんですけれども、城山の東側の小野地区であつたり、北側の上ヶ洞地区からのアプローチについても、70メートルの急峻な標高差をクリアする必要があり、同様に大変難しいものというふうに思っております。

しかしながら、山頂の駐車場から並行に割と力石が置かれているところまでは行けますので、あちらのほうの見晴らし広場ですね。そちらのほうについては、砂利道でそれほど勾配もありませんので、車椅子での対応ができるかどうかについて、可否については関係者と今後検討のほうを進めまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。横山展望台については、たくさん写真を撮ってまいりましたけれども、私はパネルにするなんていうことは、自分でできませんので、ちょっと写真を見ていただくことはできませんが、今度行かれるんだったら、ぜひ参考のために見ていただくといいと思いましたし、またいろんなことで、お金はかかることだと思いますけれども、これも未来への投資という面から、ぜひ考えていただいて、このお城人気にのっとっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は14時15分とします。

(午後 1時59分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(午後 2時14分)

---

#### ◎発言の訂正

○議長（兼山悌孝君） まず、10番 山田議員より発言を求められておりますので、許可いたします。  
10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 午前中の私の発言の訂正をお願いいたします。変更をお願いします。「平成天皇」と申しましたが、現時点では適切ではないため、「明仁上皇」におかれではということで変更をお願いいたします。恐れ入ります。

---

#### ◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

いよいよ私が本日6番目ということで、最後であります。よろしくお願ひをいたします。今回の質問は1点のみであります。郡上市の市有林の管理状況と今後の有効活用についてということであります。

初めに、少しだけ皆様のほうに問題ではないんですが、3問ほど問い合わせをしてみたいと思います。森林率——これほど郡上市は山の多いところということではあります、森林率、これは森林の面積の割合であります。この我が日本の森林率は、世界的にはどのくらいの位置であるか。日本は68.2%の割合で世界第2位でございます。1位はどこだと思われますか。これはフィンランドでございます。73.9%、世界においても、この日本という国が、山、森林率が高いということがおわかりになると思います。

そこで、今度は、都道府県別、この日本の中で我がこの岐阜県の森林率というのは、何番目かということであります。この岐阜県は、日本で第2位でございます。1位はどこだと思われますか。  
(発言する者あり) 市長さん、はい、正解でございます。高知県で84%でございます。

では、この岐阜県の中で森林率というのは、この郡上市は第3番目であります。森林率が何と89.7%であります。これは第3位でありますが、1位はどこだと思われますか。青木副市長と目が合ったんで、今。  
(発言する者あり) 1位は飛騨市であります。飛騨市が91.7%であります。ちなみにその2位が下呂市ということで、これが89.8%、わずかの差で郡上市が森林率がこの岐阜県内でも、第3位ということです。

こういったことからわかるように、非常にこの郡上市というのは、森林に恵まれている。これ人工林率でいうと、もっと多分飛騨市のほうの上位のほうに入ってくるとは思うんですが、それほど郡上市というのは山々に囲まれ、資源として、また地域のこの実情、特色として今後の森林資源ということは、有効に活用していかなければならない、そういうふうに思っております。

そこで、郡上市の市有林というところでちょっと捉えさせていただきます。

これは、5月の26日、郡上山づくりフォーラム2019ということで、東京オリンピック・パラリンピック選手村ビジッジプラザ提供木材出発式というのが行われました。これに私も参加をさせていただきましたが、このときに提供するというのが、これ八幡町美山——これ郡上市の市有林ですが、八幡町美山から杉の材料が搬出をされました。

そういったことで、今回ちょっとその市有林ということについて絞って質問をさせていただきます。郡上市には市有林というのが33カ所ございます。森林の面積といたしましては、1,652.98ヘクタールというふうな広大な森林面積を誇っておるんでございますが、現在、八幡町、大和町、白鳥町、美並町ということで、この広大な市有林がございますが、このままで33カ所について詳細ということではないんですが、それぞれ管理状況、人工林、または天然林、またはそれを木材生産林とか、環境保全林とかというふうにして、ゾーニング区分けはされているわけでございますが、お

よそ市民の方も、この郡上市の市有林、33カ所あるんですが、こういったことについての管理状況についての概要で結構でございますので、最初に質問しますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、市有林の概要についてお答えをさせていただきます。

市有林は、森藤議員さんがおっしゃられたとおり、白鳥、大和、八幡、美並の4地域にまたがつて全部で33カ所ございます。うち、人工林が全体の62%、1,024ヘクタールほど、天然林が39%の613ヘクタールほど、残りは岩石地1%ほどでございます。

また、人工林のうち、木材に生産に適した木材生産林が940.79ヘクタール、これは全体の市有林面積の57%に相当します。残り83.31ヘクタールは、環境保全林という形になります。

全体的な市有林につきましては、それぞれ一部は市がみずから経営管理計画を立てて、いわゆる切り出し間伐をして、立木を売り払いしながら管理を進めているところが、大和の古道市有林になります。こちらが1カ所です。

それ以外には、八幡と美並に5カ所、郡上市森林組合が、周りの民地とあわせて市有林のほうも森林計画に基づきながら搬出間伐を進めるという形の中で、こちらは施業契約を結んで市有林の管理を進めているところがございます。

あと6カ所は、岐阜県とか、森林公社のようなところと、分収造林契約を結んで、そちらのほうで管理を進めています。

残り12カ所は、環境保全林という形の中で、これは材を切り出すというよりは、水源林等の多面的な機能の保持という位置づけをしておりますし、残り9カ所は、生産林と環境保全林が混合する形の中ですが、うち1カ所は、ブラザーの森という形の中で、企業で間伐を取り組んでいただいているところがございます。

とりあえず市有林状況は、以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。今、五味川部長さんのほうから、およそ概要についてお話をいただきました。その中に大和の古道についてのお話がありましたが、大和の古道の場合は、これ280.77ヘクタール、これは令和の9年3月31日までは、その主伐・再造林実証事業ということで、これは公募型のプロポーザルで選定をされた森林組合のほうで事業をされているということであります。

非常にツリーシェルターという樹脂の筒がありますが、そういったことで、これはツリーシェルターというのは食害を防止するということで、鳥獣被害、鹿等が食べないようにということでツリーシェルター等で管理しながら、いろいろと事業をされています。

そういうことで、概要は説明をしていただいた中で、今回のメインであります内ヶ谷市有林がございます。この内ヶ谷の市有林というのは、今ほとんど触れられてはいませんでしたが、内ヶ谷のこの市有林の面積というのが578.51ヘクタール、これは古道の280に比べれば、ほぼ倍近くの面積を誇っている非常に大きな面積を誇る郡上市の市有林であります。

この市有林、578ヘクタールというのが、なかなかぴんとこないので、よく比較するのが東京ドーム何個分というのがよく言われるんですが、この内ヶ谷の面積は東京ドームの約124個分に当たります。ちなみに古道の場合が東京ドームが60個分というふうなことです。

今回、私が内ヶ谷の市有林の質問をしようとしたそのきっかけというのが、これは1月の16日、ことしですが、テレビ番組の「何だコレ！？ミステリー」というふうな番組がございました。その中で、衛星写真の謎のエリア、岐阜山奥に三角の謎の物体、これは正体は何やというような番組がやってありました。今回パネルをちょっと持ち込みましたが、これは大坪議会事務局長さん、または議長さん、本人の許可も得て写真を持ってまいりました。

これが「何だコレ！？ミステリー」で、本人も許可をいただきました。「くれぐれも出していいけど、すべらんておいてくれ」と言われたんですが、特にすべることではないので、大和振興事務所の石田所長が、大和ということありますのでインタビューを受けられました。このときに、ここですね。三柱鳥居というのは、その三角の謎の物体というのは、この三柱鳥居というものであります。実際に私、現場には特に行かにやいかんと思いまして、現場には行って参りました。

以前、この郡上市には市有林管理特別委員会というのがあったそうです。その初代、多分山川議員が委員長をやられてみえ、また美谷添議員も委員長をやられたということでありますので、私が無理を言いまして、山川議員のほうに何とか現場に行って、状況が見たいということで現場に行かずおって、なるべくその物事をしゃべらなくて、常に現場を行って何かしやべってみようとそういう思いもありましたので、無理にちょっとお願いをしましたら引き受けさせていただきまして、石田所長も無理やりお誘いをしたら、行きたいということで連れて行きました。あと、原議員が非常に山好きということで興味を示されたので、原議員もぜひ連れて行ってくれということで、あと、以前から林務の方にも、執行部の方にも機会があれば、ぜひ現場を見ていただきたいなというお声かけは以前からしておりましたので、林務の方にたまたま機会があったということで5の人でちょっと行って参りました。

これがその三柱神社、鳥居でございます。非常にここまで行くのに非常に2時間ほどかかったんですが、最初はその斜度が30度ぐらいだったので非常に大変ではありました。多少その迂回をしながら行けば、もっと早く行けたんかなと思いますが、最短でということで、尾根まで約、大分かかって、でも現場には2時間少し、かかりませんでしたが、2時間ぐらいで行きました。

これが行ったときの写真で、私はちゃんと行ったということでここに写っておるんですが、こう

といったことで現場に行って参りました。ここは、でかい橋という、大和側は大和のインターから14キロぐらいで16分ぐらいかかります。内ヶ谷は今ダムを建設中でございますが、内ヶ谷ダムまでは大和インターから17.3キロで、約30分ぐらい。今回私たちが登って行ったのは、板取方面のほうから行きました。県道52号白鳥板取線の板取方面のほうから行きましたので、ここは大和インターから19キロぐらいで約40分ぐらい、そこに車をとめましてその三柱鳥居まで向かって行きました。

そういうことがきっかけで、今回大和には内ヶ谷という郡上市の市有林が、非常に広大な面積を誇る市有林がある。この活用をどういうふうにして活用しているのかということでこの質問に至ったわけですが、先ほど、五味川部長の話では、なかなか内ヶ谷市有林のところまでは、なかなかちょっと出てこないということありました。

これ以前、私が産業建設常任委員、議員にならしていただいて、最初に委員会に入ったのは、産業建設常任委員でありました。そのとき、でかい橋から少し行ったところの林道も既に崩壊をして、なかなか管理も行き届いていないというふうな状況でありますので、ここで改めて、内ヶ谷の市有林、これについての管理状況というのは、どういうふうになっているか。ここをちょっとお聞きしたいので、お願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 浩みません。それでは、内ヶ谷市有林を決して除外したわけでは、ここでお答えしようと思いますので、詳細について述べさせていただきます。

内ヶ谷市有林につきましては、こちらは平成16年に民間企業の方から寄附を受け、市有林として管理をさせていただいております。内訳的には、人工林が170.8ヘクタール、その中は杉が約3分の1、ヒノキが約3分の2というふうになっております。また天然林が405.57ヘクタール、あとは岩石地2ヘクタールほどということで、非常に天然広葉樹の多い市有林になっております。また、全体面積578ヘクタールのうち、保安林として309ヘクタールという形の指定も受けております。

内ヶ谷自身は、今ほど、森藤議員さんも板取方面から上がられてということですが、そういうた 境の尾根部分については、比較的傾斜は緩くなっていますが、全体的には30度以上の、いわゆる急勾配のところであること。また、以前の災害等で道路も谷沿いの中では、幅員が狭くて道路形がなくなっているというような状況もありますし、なかなか木材搬出が容易ではないという状況にはなっています。

また、森林整備につきましては、平成26・27年の2カ年にわたり、これは県の森林環境基金事業を活用しまして、切り捨て間伐として81.18ヘクタール、いわゆる人工林の170のうち、道路から進入等作業が可能な部分として81ヘクタールほどを切り捨て間伐で実施しております。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございました。ただいまの説明の中で、内ヶ谷の人工林の、これは杉は58ヘクタール、ヒノキが112ヘクタール、広葉樹が大体ここが70%ぐらいだと思います。保安林も309ヘクタールということで、環境税による保安林、環境保全林整備事業ということで、平成26年と27年の2カ年にわたって、それぞれ30ヘクタールと43ヘクタールの間伐を実施されたということです。

これはそれほど、先ほど五味川部長が、その路網からの距離とか、これは前回原議員の質問でいただいた、これが郡上市のゾーニングということで、こういった資料もいただいておるわけではございますが、これほどの広大な面積を誇るのを寄附をしていただいて、それからもほとんどある意味、手つかずの状態ということです。これほどの面積を誇るんであれば、やはり活用してほしい。ただ、活用するにはこういった条件が整わないとというふうなことはわかります。

ここに、これは郡上市の森林の一応これが、内ヶ谷の一応位置をちょっと確認しておきたいと思うんですが、郡上市の森林がありますけれども、内ヶ谷はこの位置ということだけはちょっと覚えておいてほしいと思います。ここが一番広大。あと古道は、大体この辺の位置に多分なると思います。ここが古道の場所になると思います。

こういった今後の有効活用ということで、ここで提案をこれから申し上げますので、お聞きを願いたいと思います。

これ郡上市市有林の指定管理者制度への移行もかなわなければ、またはその民間利用による管理委託ということで提案をさせていただきます。

これは指定管理者制度という観点から言いますと、これは以前、これ資料をいただいたんですが、指定管理者制度、これだと、住民にとっては公の施設のサービスがまず向上する。行政にとっては住民ニーズへの効果的対応、公の施設管理の効率化、経費削減、民間事業者にとりましては、公共分野での事業機会の拡大、こういったことが言えます。

これを今回の市有林活用にちょっと当てはめてみると、1つ、民間活用によるコストパフォーマンスの高い効果、2つ目として、民有林所有者との連携による森林管理の相乗効果、3つ目に市内外へのPR効果、4つ目に郡上市内外、他の取り組みとのコラボレーション効果。

内ヶ谷市有林の状況をちょっと整理しますと、地形的特徴としましては、ちょっと谷が深い。材木の搬出ができない。路網が十分にない。路網が十分にないということは、現地になかなか行くことができない。また、山ヒル、あと虻、雪が冬場になりますとちょっと深いというふうな、そういった地形的特徴はあります。

樹脂の特徴としましては、広葉樹の割合が70%、広葉樹の巨木が非常に存在しております。活用できる広葉樹が存在しています。人工林の齡級は40から45年生ぐらいで、活用するには少し若い。

3つ目に、先ほど説明をしましたが、全国にも6カ所しかない三柱鳥居、そういったことが内ヶ谷の状況だと思います。

内ヶ谷の市有林の将来像、ビジョンですが、これは郡上市の森林管理指針具現化のシンボルになるものづくり、市民が楽しめる森づくり、森林資源が郡上市内での活用につながる森づくり、新しい取り組みが生まれる森づくり、将来像、このビジョンの実現のため、民間ならではの提案として、郡上市民が活用できる場所として整備、単なる整備や森林資源活用だけでなく対象地を郡上市民が活用できるように整備、路網整理、ヒル対策、市民・森林所有者の関心を高めるイベントの実施、また民有地との連携、民有地も取り入れた民・公連携の森林管理の実施、隣接する大規模所有者と連携した森林管理の実施、また木質バイオマス熱供給事業の検討、安全管理を徹底した作業管理、高い安全管理、マネジメントができる事業体と連携して作業を実施、先進ICT活用型森林管理の実施、管理状況をリアルタイムに管理できるオンデマンドGISを導入、これは非常に管理状況をリアルタイムに把握できるので、非常にいいものだと思います。

先進ICT活用型の森林管理を実施、投資ファンドを巻き込む森づくりの検討——投資ファンドを巻き込んで、過去になかった積極的な森林管理を検討、これは投資ファンドということありますと、以前、産業建設常任委員のときに岡山県の西粟倉村というところに行って参りました。そこは投資ファンドを使いながら運営をされているということで、非常に人口は1,500人ぐらいだと思いましたが、非常に先進的な取り組みをされております。1,500人の村で森林を守ろうということで、一生懸命やってみえるところです。

こういったことで、今提案をさせていただいたんですが、こういったことについての五味川部長の見解というのをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 森藤議員のほうからいろいろ御提案をいただきました。根本的には、指定管理というお話もありましたが、民間活力を活用して市有林を管理していくという考え方については、必要なことだというふうに考えております。

全国的には、施設が伴って指定管理というケースもあれば、森林管理という観点の中で、収益性のある場所については、長期施業契約を締結して進めていくというケースがふえております。

実際、先ほども述べましたが、郡上市の場合も市有林のうち、郡上森林組合と施業契約を結んで、30年度決算で言えば、市からはお金を出していないけれども、そちらの施業地で出た立木売り上げとして、約686万5,000円ほど、市の歳入に入れていただいております。

こういった長期施業契約をすることによって、いわゆる単年単年の目線ではなくて、長期視点に立った中で、必要な作業路整備であったり、投資は単年でしますが、長いスパンの中でそこから木を切り出して収入を得るというような長期視点での取り組みが可能になり、全国の中ではそういう

たケースがふえておりますので、できるだけ市有林というところではありますが、民間活力の活用ということは検討をさせていただければというふうには思います。

ただし、その活用の部分の中では、いろいろまずは、内ヶ谷につきましては、真っ先に先ほども述べたように、災害等で谷沿いに道がないとか、そういった状況がございますので、まずは治山事業として整備することについて、県のほうにしっかりと要望しながら、そういった事業体のほうがぜひそういう整備がされて、私どもも進めてやっていきたいという御希望があれば、検討をさせていただければというふうには思います。

後は、幾つかの提案の中で、憩いの場づくりであったり、ＩＣＴであったり、バイオマスであったり、いろんなことの御提案をいただきましたが、憩いの場づくりにつきましては、市内の中で大変既に111ほどのそういった公園等の施設があり、うち森林に関しましては、粥川の森や大月の森、大和でも白雲山やすらぎの森、明宝の音楽の森といったそういった憩いの施設とか新宮の森等もございますし、何よりもこちらにつきましては、郡上市全体が森林に囲まれ、それぞれ自分の憩いの場所と、自分も山に親しんでいただくことが一つは必要かなと思いますので、路網整備を進めた中で一体管理の中で次の段階で検討すべきことかなというふうには考えております。

ＩＣＴとか、そういったことは非常に大切ですし、国の補助事業もございますが、結果的には、市というよりは多くのところは、事業体が市有林以外でも活用できるように、そのみずからの経営の中で、そういった事業を展開されるケースが多くありますので、これも市有林の中でそういったことを取り組みたいという御相談があれば、補助事業を活用する等の御相談にのらせていただければというふうに考えております。

後は、投資ファンドの部分につきましては、いろいろ西粟倉村の状態も、今ちょうど10年前にそれぞれファンドを詰めさせていただいて、状況がどうかということについてはまだ公表がされていない点と、そして先週のうちに国が絡むような、農水省が管理する農水ファンドが92億円の損失を出したとか、いろんなちょっとしっかりととした情報を踏まえながら進めて検討することとは思いますので、一つの方法としては、ファンドという新しい方法があると思いますが、今後そちらは検討をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございました。かなり私としては、前向きな御答弁だったなと思います。

ちょっとつけ加えてですけど、先ほどに。森林管理の体制とか進め方に関しては、郡上にその森づくり委員会、ことしから始まった郡上マネジメント協議会というのもありますので、そういったところの方針に基づきながら進めてもらいたい。

また、これは岐阜県版フォレスター——フォレスターというのは総合森林監理士ということです。フォレスター、これは森林総合監理士ということですが、これは森林、林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的、広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施できるよう、その育成が進められていますというようなことあります。

この森林総合監理士につきましては、この県内には87名ほどみえますが、この郡上には1名、このフォレスターという方がみえます。そういう方を日本版というか、岐阜県版フォレスターということの指導を仰ぎながら進めていただきたいなというふうにして思います。

いろいろと提案もさせていただきましたが、以上、本当に踏まえて、私は今回はその市有林というところにピンポイントでちょっとスポットを当てながら、質問をさせていただきましたが、最後にこの以上を踏まえまして、今後の郡上市の市有林の森林管理、森林経営についてのことをお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。

市有林につきましては、市の条例の中で管理条例があり、また市有林の経営管理計画というのを会議に諮りながら定めております。

その中で、大まかな話とすると、非常に郡上市は大変広大な山林面積があると。これ市有林もそうですが、そういう中で一律、全部を一律ではなくて、やっぱり木材生産林としてしっかり生産にシフトする部分と、生産は条件が悪いとかではありますが、今回の森林管理制度、譲与税の目的でもありますが、山林の持つ多面的機能という形の中で、ここはしっかり環境保全林として管理をしていく。この2方向の中でしっかり位置づけをしながら、効果的な後押しをしながら管理をしていきたいということが、まず大まかな話の中です。

その上で市有林というのも、これは一つ市民の皆さんの大切な財産でありますから、市民の方に市有林という財産を持ってよかったですという部分の中で、経費をかけずに立木売り上げが上がる部分と、どうしても経費をかけなきやいけない部分については、環境譲与税を活用しながらということを並行しながら進めますし、その中の一つで効果的な方法として、先ほどお話をした施業契約のような方法も検討をして進めていければというふうには思っております。

年金2,000万、3,000万とか世間では言われておりますけど、郡上の場合は、こういった山这样一个大きな資源があり、立場上、農地とか水産とかいろんな幅広い資源がありますので、そちらを有効に活用しながら、郡上市民が期待の持てる林業であり、市有林経営を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） どうもありがとうございました。私は、やっぱりその地域の実情とか特性とか特色というのあるんで、これは郡上はそういった森林面積も非常に多い、山々に囲まれているというそういうふうな資源がありますので、なかなか先ほど、午前中に田中議員のほうが、家庭の財政というふうなことで出でていくばつかでというようなことも言われましたが、やはりそういった資源も活用して、何というか、財政を少し立て直すというわけではありませんが、そういったことを有効に活用していただきたいというふうにして思います。

私は、やっぱりいろいろ迷つとるんやつたら、本当にやってみてから考えようという精神は、非常に大事だと思っております。また以前、これも田中議員が紹介された絵本の中で、これは市長にもお示しをしました「それしかないわけないでしよう」というふうな本があると思ったんですが、これは子ども向けの本ではありますが、これ非常に深い、「それしかないわけないでしよう」。今、財政的には、もうあれもこれもということから、あれかこれかというふうにして絞られるわけではありますが、それしかないわけでないので、やっぱりいろいろ創意工夫の中でいろいろ進めていただきたいと、そういうふうにして思います。

終わりに、きのう森議員が、木の駅のプロジェクトのことできちんとお話をされたので、ちょっと関連ですが、高山では地域通貨というのがございます。一つはデジタル地域通貨の先駆けである「さるぼぼコイン」、もう一つが、これは「エネポ」という地域通貨があるんです。これは高山市を拠点に自然エネルギーの活用を目指すNPO法人活エネルギー・アカデミーというところがあるんですが、2015年から運用で、山での間伐作業を手伝うと対価として受け取ることができます。通貨は、杉の間伐材で手づくり、1エネポ1円として市内の飲食店等で使用ができるということです。

この地域通貨の国際会議というのが、また9月にちょっと行われるようなんですが、高山のほうで。この高山で先日そこのNPO法人の理事長さんにお会いすることができたので、ちょっとお話を伺ったときに、これが地域通貨のエネポというものです。これは杉でできています。1エネポ1円ですので、これは500円だから500円です。1,000円ですけれども、これは杉の間伐材で圧縮をしてできています。

こういったこといろいろ取り組みをやられてみえます。理事長さんがおっしゃるには、これは高山のものではないので、こういった間伐等々を通じてその郡上市さんでも、こういうのをいろいろと仲間で一緒に連携しながらやってみましょうというようなことも言われましたので、一応検討をするようなことちょっと考えていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わらせていただきますが、なかなかちょっと取りとめもない質問になりましたが、懇切丁寧に御答弁をいただきました五味川部長さんにお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。

（午後 2時51分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悅 孝

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生